

日本近代体育の思想と実践（2）

保健体育科教育教室 入 江 克 己

はじめに

明治10年代後期に胚胎した開発主義教育、普通体操法に対する批判および活動主義体育論は明治20年代を迎え、より具体的、かつ現実的意味をもって体育の中心的な思想的潮流を形成するに至る。本稿では、その全般的な活動主義体育論を、以下の諸点にわたって分析することにした。

- (1) 井上毅、西園寺公望等による体育の近代化政策とその思想的根拠をなしている活動主義体育論、体育振興論の特質。
- (2) 明治20年代の新人物論の歴史的背景と開発主義教育批判。
- (3) 兵式体操批判と体育振興論の特質。
- (4) マルチノ、長谷川乙彦、三島通良、ならびに大瀬甚太郎等を中心とした活動主義体育論、個性体育論、自動主義体育論の特徴。

2. 明治20年代の国民論と体育改造論

1. 井上毅の体育の近代化

(1) 井上の活動主義体育政策論

明治20年代は、明治10年代における農民層の解体による労働力の原始的蓄積と官営企業に対する保護政策にもとづいた殖産興業の段階を脱却し、諸産業（鉄道、水運、紡績、鉱山、製糸等）が勃興する産業資本の形成期を迎えつつあると同時に、明治22年の大日本帝国憲法、明治23年の教育勅語の発布にみられるように、体制的には天皇制絶対主義体制の確立期でもあった。

こうした日本資本主義の発展段階に位置し、三気質を具備した「忠良ナル臣民」=人物の陶冶政策を展開した森のあとをうけて、明治26年3月から翌明治27年8月まで文相に就任した井上毅の政策課題は次の点にあった。

その第一は、資本主義の発展にともなう国家や社会構造の高度化に対し、多元的で、有用な人物の養成という公教育目標を確認し、公教育制度を改編すること。その第二は、教育の実質的な普及、一般化という教育課題に対応して制度改革のみならず、その内容の改造と高度化を図ること。そして、その第三は、教育制度や内容の合理化を意図すると同時に、天皇制下の臣民道徳の実質的な陶冶を実現し、欧米列強に対抗しうる国家的意識と国際認識をかねそなえた公民=臣民を形成することにあつた⁽¹⁾

これらの政策的課題のうえに立って、井上は初等教育の就学奨励とそのための方策措置、普通教育充実のための教員養成の振興、女子教育の充実、教育内容・方法の改革等の施策を実施していったが、彼は教育内容や方法の改革の視点を次の点に置いていた。

すなわち、(1)普通教育を尋常中学校までに限定し、高等中学校は専門的な職業教育機関として位置づけるとともに、従来、帝国大学等の高等教育への予備学校的性格をもっていた高等中学校を廃止し、高等教育が普通教育の教育内容に及ぼしている影響を清算すること。

(2)そのために尋常中学校の第二外国語を廃止し、高等中学校以上で外国語で行っている授業を廃止すること。

(3)国語教育と体育を改善し、国語では思想表現力、思考力、国民的徳性を養成すること。

(4)実業教育を充実し、その技能的側面と基礎専門教育の関連を統一すること⁽²⁾

教育内容および方法の改善のなかで体育の改造を指摘しているが、井上も森と同様に、体育には文相就任以前より注目していた。

例えば、明治21年の夏、森文相が教育意見書を認めたことがあるが、「其意見書を認むるときに私は相談に興って、森子の為に起草したことがあり、その意見書の体育は自らが代筆したものである」といい、井上はこう述べている。

「其意見書の第二は体育のことなり、森子の考へは体育と名付るより寧ろ武育と名くべくあります、一般の人民が体力強大、志気雄壯にして、独立の人民たるに堪ふるだけの者でなければならぬ、御国は是まで大平の続きたる為め、人の体軀が弱くなって、一国の独立を維持する所の人民の資格に適はない、是は小学の体育に力を用ゐれば、永き年月の間には、其成功を見る事が出来るが、其は今日の間には合はぬ、故に学校の教育の外に、一般壮大の人までも、一月に一度とか、二度とか学校に集め、銃を持せて体操をさせたいと云ふのが森子の意見であつた、即ち今日体育家の唱ふる所より、いま一步進めやうと云ふの意見でありました、其れを私が代筆したのであります。故に其意見の事に就ては、私が證據人に立つことができる⁽³⁾

井上はその後、国民の体力問題に深い関心をもち、機会あるごとに国民体力の現状を危機感をもって指摘している。

「通俗衛生小言序」では、衛生に無知な現実を次のように述べている。

「余が田舎の小学校を巡視せし折生徒の顔青さめて眼疾の多きを見て普通教育と俱に公共衛生の必要を感じたりき余が別荘の村に一人の医師ありけり年少けれど学科を卒業して開業せるものなり村に住居すること一年に足らざるにここを去るとて暇を告げに來れり其の由を問へば村の漁民等はいまだ医法の何物たるを知らず灌腸といへる恐ろしき仕方にて病人を殺したりなどのゝしりあへれは今は留まるへくもあらずといふ余は打ゆきていよいよ前日の感を深くせり
都下千金の子は其の麗しきこと玉のこし如何せは天さかる鄙の民草を此の衛生といへる尊き道の恵の露に霑すことを得む⁽⁴⁾

また明治27年4月23日、第一地方部尋常中学校長会の際、井上は各校長を招集して「中学校制度ノ改正及体育ノ欠点」と題して演説し、学校衛生の不備、体育の形式化、そして、過重な中学校教育の現実が身体虚弱の原因であると、外国の例と比較しながら批判している。

「扱今度余ハ巡回シテシミへ感シタコトガアル、先ツ積極的ニ教育ノ収益ヲ得ルノ前ニ、消極的ニ教育ノ害ヲ胎サヌヤウニ云フコトヲ考ヘネバナラヌ、第一衛生ノコトデアルガ、大学ノ雇外国教師ニ教育上ノ意見ヲ言ハセタ時ニ、独逸ノ法学博士ノレーホルム氏ガ言フニ『余所ノ国デハ学校生徒ニ限ッテ身体ガ強イ、日本デハ学校生徒ガ身体ガ弱イ、畢竟、授業時間ノ多キニ過ルト授業法

ガ生徒ノ記憶力ヲ利用スルコトガ過ギルノガ原因デアル』ト云タ、医学博士ベルツ氏ノ言フニハ、『自分ノ見ル所デハ、日本ノ生徒ハ勉強スル割合ニ体育運動ガ足ラヌ、卒業スルト命ヲ殞ス人ガ澤山有ルハ甚タ残念ナリ、幸ヒ日本ノ柔術剣術ハ尤良キ体操デアル、自分ハ會テ榊原氏ニ就テ剣術ヲ学ヒ試ミタリ、嘉納氏ニ就テ柔術ヲ学バントシタルモ、其時已ニ三十一歳ニテ歳ニ後レタレハ思ヒ止マリタリ』ト云ヘリ、

余ハ今度巡回シテ、京都第三高等中学校デ氣ヲ付ケテ見ルト、一ノクラスニ生徒十七名居ル中ニ、七人マデ眼鏡ヲ掛ケテ居ル、因テ統計表ヲ取寄セテ見タ所ガ、近視眼ガ学級ト共ニ進ンテ居ル、五年目ノ生徒、即チ本科ノ二年生ニナルト百人ニ付テ六十人ノ近視ガアル、

各高等中学ノ生徒、大同小異ナルニ、独リ医学部ノ生徒ニ限り、近視ノ比例百ニ就キ二十内外ヲ示シ、又高級生ノ近視、下級生ヨリ減少スルハ奇ト云フヘシ（中略）

同處ニ於テ、高等中学ノ雇外国教師英吉人シャープ氏ト、亜米利加人ゼーンズ氏ヲ呼ンデ、教育上ノ意見ヲ言ヘト命ジタルニ、ゼーンズノ答ニ、茲ニ日本ノ前途ノ為ニ甚タ憂フルコトガアル、此ノ学校ノミデハ無イ、一般教育ノ為ニ憂フルコトガアル、今ノ有様デ推行イタラバ、授業時間ガ多キニ過ルト、生徒ノ栄養不足ナル為ニ生徒ノ身体ヲ弱クスル、生徒ノ孱弱ニナルハ国ノ為ニ甚ダ憂フベキデアル、米國ノ或大学ニテハ、一週二十時間、又ハ二十一時間ヲ超ユルトキハ、政府ノ許可ヲ得ネバナラヌコトニナリテ居ル云々ト、懇々忠告シタ、此ノ事兩人共ニ同論デアッタ、佛國ニテ千八百八十五年ノ中学制度ノ改正ニ於テ、授業時間ヲ一週二十時間トシ、其ノ余ノ時間ヲ体操ニ用ヒシメタリ、ゼーンズ氏ノ説ト符合ス（中略）

前年独逸ノ伯林ノ大学教授ノヒルシベルグト云フ人ガ来タ時ニ、日本國ノ学生ノ身体孱弱ニシテ夭死スル者多キヲ歎シテ、学校衛生ノ不行届ト云フコトヲ論ジタト云フコトガアル、吾人ハ大ニ考ヘネバナラヌ、教育ノ為ニ生徒ヲ弱クスルト云フコトガ若モ事實デ有ツタナラバ、文部省ハ第一生徒ノ父兄ニ對シテ濟マナイ、日本國ニ對シテ濟マナイ、天皇陛下ニ對シ奉ツテ恐レ入ツタ次第デアル、實ニ是ハ考ヘネハナラヌ、教育ノ弊ト云フモノハ、古今ノ歴史ニ徴スルニ文弱カー一番恐イ、人ノ身体ヲ弱クシ、天然ノ發育ヲ害スルト云フコトガアツタナラバ、如何ナル哲理、又ハ學術ヲ教ヘ込ンデモ駄目デアル、

一体、日本人ハ体量ガ少ナイ、ケトレー氏ノ人類学検査ニ依レハ、白耳義人ハ平均十七貫五百五十六匁ト記セリ、ベルツ氏ノ説ニ依レハ、独逸人ハ三十五年乃至四十五年ノ人、即成人ノ平均体重ハ十八貫六百六十二匁ト云ヘリ、何比較スルモノニ及バナケレドモ、明治生命保險会社及帝國生命保險会社ノ彼保險人統計ヲ平均スルトキハ、三十一年乃至四十五年マデノ日本人ノ男子ノ体重ハ十五貫ナリ、又ベルツ氏ハ、二十一年ノ学生年期ノ人ニ就テ云ニ、独逸人ハ八十七貫二百九十匁ニシテ、日本人ハ十四貫六百三十匁ナリト云ヘリ、然ルニ体操ノ結果ニ依リテ或程度マテハ体量ヲ増スコトガ出来ル、或西洋人ノ説ニ、國民ノ体育ヲ励マストキハ、國ノ強力ヲ二倍以上ニ昇ラシムルコトヲ得ヘシト云ヘリ、（中略）

如何ニ士氣ヲ鼓舞シテモ、上等人種ノ体力カ弱イト、都テノ事業ガ振ハナクナル、風俗ノ腐敗ヲ直スコトハマダ易イガ、体力ノ腐敗ヲ直スコトハ容易ニ出来ナイ、世ガ文明ニナルト同時ニ、人種ガ青クナツテ亡國ノ兆ヲ顯シタ例ハ、歴史上ニ見エル、是ハ十分今日注意セネハナラヌ、⁹⁾

ここには、日清戦争直前の欧米列強に対する井上の危機意識を読み取ることができるが、さらに「船越氏換国スタイン博士の説話を録したる国粹論を読みて」のなかでも次のように記している。

「一國民は必一國民の特性あり國民固有の特性を保存し愛國心を固くするは教育の基礎にして文明進歩の諸般の科学は其の堂構なり國民固有の特性を養ふ為の要件は国語と國の歴史とを貴重する

にあることをスタイン博士の言挙げせるは吾人の心を得たるものなり

猶そか上に注意すへきことあり国民の体質軟弱に落入るときはいかに心は彌猛はやりても国民の特性はなかへにヤサ男を見離すへしスタイン博士は此の事にも注意して我か国人に語りし事ありと聞けり果して然らむには完美の論といひつへきなり⁹⁾

このように国民の不健康、身体の虚弱を指摘した井上は、森が気質の鍛練を意図したのに対し、実質的な国民体力養成の合理的な方策を実施していった。それは、例えば「作文ノ科ヲ省クヘキ」ことや「暗誦ヲ省クヘキ」こと、試験制度の改善のほか、文相就任直後の明治26年5月には遊歩運動が快活の氣象と質朴剛健の氣風を養成する立場から、「公立学校生徒ノ送迎及遊歩運動ニ関スル訓令」を通達するとともに、さらに続いて、明治27年8月には「体育及衛生ニ関スル訓令」（文部省訓令第六号）を発している。

訓令第六号の性格については後に触れるとして、井上は「作文ノ科ヲ省クヘキ理由」として次のようにいっている。

「我東洋人種ノ健康ハ、彼西洋人種ノ健康ニ劣ル生理上ノ実験ニ明ナリ、人種ノ健康既ニ彼ニ劣ルトキハ、從テ業務ノ艱難ニ耐フルノ氣力モ亦遠ク彼ニ譲ラサルヲ得ス、今我邦ノ学校ハ我邦ノ少年ヲシテ西洋人種ノ少年カ学科トスル所ヲ模範トシテ以テ修業ノ規則トナス、我邦ノ少年ハ既ニ日本固有ノ学科ヲ修メ、又西洋異邦ノ学科ヲ修ム、是レ一人ニシテ兩人ノ事ヲ兼ヌ、其困苦既ニ人性ノ分ニ過クルモノナルニ、況ヤ健康彼レノ若クナラサル、東洋人種ニシテ彼ヘト均一ノ事ヲナスニ於テヲヤ、其腦力ヲ耗シ、心志ヲ勞スルノ甚シキ、遂ニ健康ヲ傷リ、生命ヲ害スルハ必然ノ勢ナリ、(中略)然ラハ則今ノ謀ヲナスニ只正則学科細目中ニ就キ、我日本ノ少年ニ於テ必要ナル者ヲ修メテ其必要ナラサル者ヲ除キ、先務ヲ急ニシテ周博ヲ務メス学科ヲ簡易ニシテ、以テ学業ノ勞ヲ減シ、学生ノ健康ヲ傷害セサラシムルノ一方アルノミ、⁷⁾

（2）訓令第6号の性格

井上による「体育及衛生ニ関スル訓令」の政策的意図は、基本的には、リーランド以後の保健的な開発主義体育論とその方法としての普通体操法の空洞化を是正することにあつたといえよう。その兆しは明治19年に森によって制定され、明治23年に改正された小学校令にすでにみることができる。

この小学校令は、国家主義的な道徳の養成を強調すると同時に、実用主義の原則にもとづいた教科内容の再編成と教授方法の改善の方向をうちだしている。

同小学校令は、小学校の教育目的を「小学校ハ兒童身体ノ発達ニ留意シテ道徳教育及国民教育ノ基礎並ニ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス⁸⁾（第一条）と規定しているが、この規定には、生活現実と知識や技能を密接に結合させるということが強調され、形式主義を排し、新たに実用主義的な観点が挿入されている⁹⁾

この原則は、「体操科」の規定にもつらぬかれている。

改正小学校令の翌年である明治24年1月に公布された小学校教則は、「体操科」の目的について「体操ハ身体ノ成長ヲ均斉ニシテ健康ナラシメ精神ヲ快活ニシテ剛毅ナラシメ兼ネテ規律ヲ守ルノ習慣ヲ養フヲ以テ本旨トス（以下略）」¹⁰⁾（第十一条）としている。

この条文には、明治10年代後期以降における活動主義体育論が反映されているとみるべきである。

精神の「快活」、あるいは「剛毅」等といった言葉に表現される身心のより積極的な資質の養成が唱われている。

また明治24年11月の小学校則大綱に関する説明書や試験に関する規定には、児童身心の発達に対

する配慮がみられ、明治27年の「体育及衛生ニ関スル訓令」は、そうした気運のうえに立って、より合理的な体力の養成を企図するものであった。

同訓令は、冒頭で明治以後における体育の不振を憂い、こう述べている。

「小学校ハ小学校令第一條ノ示ス所ニ依リ児童ノ体育ニ留意シ教育ノ完全ヲ期セザルベカラズ我
国舊来弓馬劍槍ノ武芸盛ニ行ハレ体育ノ道ニ於テ欲クル所ナカリシモ維新後兵制変革ノ為或種ノ武
芸ハ其必要ヲ失ヒタルト同時ニ体育ノ衰頽ヲ致セル事又教員及ビ生徒ガ学問知識ノ進歩ニ急ニシテ
動モスレバ智育ノ一方ニ偏嚮セル事及ビ社会一般ノ衛生ノ必要ヲ感ズル」未タ深切ナラザル事是等
数多ノ原因ノ為ニ各般ノ学校ニ於ケル体育及衛生ノ方法ハ仍不完全ナルヲ免レズ殊ニ小学教育ノ時
ハ方ニ身体發育ノ期ニ当リ一たび傷害ヲ受クルトキハ其ノ患者ハ終身ニ及ビ哀ムベキノ情況ヲ呈セ
ントス今小学校ニ於ケル体育及衛生ニ関シ訓令スル」左ノ如シ¹⁾

そして、特に体育の教授方法について活発で意気快活になるよう教授し、かつまた体操教授におい
ては形式主義、画一主義に陥らぬよう指摘している。

「一体育ハ及ブダケ活発ナル運動ヲ課スルヲ要スベク普通体操ニ於テモ亦兵式体操ト同ク手足及ビ
全身筋力ノ運動ヲ活発ニシ氣血ノ代謝ヲ促スト同時ニ生徒自個ニ於テ意気快活ヲ覺ユルノ効果
アラシムベシ体操ノ弊ハ或ハ死法ニ流レ態制ヲ整ヘ竝列ヲ正スガ為ニ許多ノ時間ヲ費シ却テ生
徒ヲシテ厭倦ノ氣ヲ生ゼシムルニ至ル此ノ如キハ却テ体操ノ精神ヲ失フモノナリ²⁾

さらに教科外には活発な運動遊戯を奨励するとともに、試験方法を改善すべきであるとしている。

「四放課時間ニ於テ佇立閑語シテ経過スルニ終ラシムベカラズ男女トナク成ルベク活発ニ大氣中ニ
運動スルノ遊戯ヲ誘フベシ或ハ大声急走嬉戯ノ態ヲ以テ生徒ノ不良事ト為シ沈静ヲ以テ品行点
ニ加フルガ如キハ当ヲ得タルモノニアラズ³⁾

「七小学校ニ於テ施行スル所ノ試験法ハ或ハ褒貶ノ意味ニ偏シ点数ニ依リテ每期席順ヲ上下シ又ハ
賞興ヲ興フル等過度ニ生徒ノ神経ヲ刺衝スルノ弊アリ此レ独リ普通教育ノ主義ヲ誤ルノミナラ
ズ亦生徒ノ体育ヲ害スル者ナリ自今各学校ハ試験ニ依レル席順ノ上下ヲ廃スベシ但各級ニ優等
生若干人ヲ選択シ以テ奨励ヲ示スコトヲ妨ゲザルベシ⁴⁾

井上によるこの訓令は、たんに改正小学校令の延長線上にあるだけでなく、欧米の活動主義体育の
興隆に影響されて公布されたものであった。後に紹介するように、イタリア公使マルチノ (Renato
de Martino) も大日本教育会總會において活動主義体育の必要を説いているが、フランスでは1890
年 (明治23年) 10月から高等教育会議の建議にもとづいて、体育を重視する新しいカリキュラムと
教則が実施されており、時の文部卿による趣旨説明の書簡は、「学生体育に関する仏国文部卿の書簡」
として明治27年8月30日から9月2日の4日間にわたって読売新聞に掲載された。

この書簡は、いわゆる活動主義教育の思想に根柢を置いており、井上の訓令の趣旨と酷似してい
る。長文にわたるが、その一部を引用しておきたい。

「高等教育議会は客年十二月の會議に於て千八百八十八年に設けたる改正委員会に継ぎ大に中学
制度を変更するの方案を取れり而して文部卿は其建議を裁定し時間規律及び教則に関して新に規定
を設け千八百九十年十月の始業より実施すべきものとなせり、規程に就きて文字よりも精神を重し
と為すが故に余は高等教育議会の建議に与へたる裁定を単に通常の行政方式によりて諸君に通知す
るを以て足れりとせず更に進みて規程を設けたる旨意を諸君に知らしめんと欲す是れ下に掲ぐる訓
令の目的なり蓋し此の改正を成就せしめんには諸君が其の確信と全幅の精神とを以て贊助せられん
ことを要す余が諸君に願ふ所は撃実なる協賛と誠直なる戮力とに在りて余は諸君が此の希望を曠く
せざることを確信す何となれば諸君にして今余が諸君に示す所の企図を知悉したるむには諸君は此

の企図が総ての忠愛の士の心を動かすの価値ありとして判断せらることを疑はざればなり

第一 改正の概要

当に実施せらるべき改正は智育、体育、徳育の三の形態が教育全体に関係するものなり、第一着に教育の此の三部分の間には正当なる権衡を得せしむることを図らざるべからず抑々我が学制は専ら智力を修養するに偏して此の必要なる権衡を破るに傾きたり独り智力の修養を以て当然一般教育の本務要道と認めたるのみならず尚智育の注意を要すること最も多きが為め実際に於ても教育の唯一の方法及全体となるに至れり、若し此の状態に安せば余輩実に罪あり全国人民に兵役の義務を課するに至りたる不幸（千八百七十年の敗戦を指す）を経て又何人も公民の義務を逃るるを容さざる民主制度の起りたる今日に於て我が国の少年をして完全に其の国民たる本分を尽さしめんと欲するときは一の高等なる智育を与ふるを以て足れりとせず（中略）我が中等教育が果して旧来の面目を一新し人の養成を以て其目的となすものとせば凡そ人の人たる所以のものは一も之を教育以外に放置することを得ざるなり、是の故に高等教育議会は敢て修学に欠くべからざる時間を除去せるも其の時間中の或部分を削りて之を今日世人の非理にも蔑視する所の体育に用ひ特に各般の等級に於ける教員をして今日殆ど遺忘せられたる道徳上の規律の問題を至当の位置即ち第一位に置くことに注意せしめ青年者として訓練したる壮健なる身体堅確なる学識純精なる断定力正直にして不羈独立なる意志を有して教育部の手を離れしめざるを以て教育部の事業の全部を完成せるものと思惟せり（後略）

第二 時間、体育

修学を妨げずして幼年より青年に至るまで生徒の体力を相当に発達せしめんと欲せば第一着に衛生学の命ずる勉強睡眠食事運動の時数を各般年令に応じて精密に決定するを要す十才又は十二才の児童に十六才又は十八才の少年と同一の室内勉強時数を課し年令の如何に購らず諸生徒をして同時に起き教場に行き食ひ勉強し遊び寝ねしめんと欲して一中学生の生徒を均一の制度に服従せしむるは不道理なり故に高等教育議会は規則中に之が必要なる殊別を記載し各階級に生徒及び課業に応じ厳密に守るべき限界を定めたり、天然は学校内部の法則の為に屈従すべからず学校内部の法則は天然の指示求望する所に従ひて設けざる可らず（中略）

体力及び智力を用ゐる所の遊戯及び運動は青年者の為に身体の強健よりも寧ろ精神の健康を保つべき絶対条件なり故に此の二点に就き余輩は絶ての方法を以て之を奨励せざるべからず今日に於て総ての学校長及び教員の此の必要を認知したることは余の信ずる所なり運動に冷淡なるは余輩が生徒に対して非難する所のものなるに学校長及び教員は決して自ら此の冷淡を表白し又談話するを許さず我が国の書生は其の年令に相当する遊戯を蔑如して自ら身体を害するを知らざるものあり（中略）身体精神及び意志の発達中なる青年輩に学校が望む所の不相応なる勦勞を補綴する為には快活自由なる運動と空気及び太陽とを欠くべからず余輩は察せざるべからず活発なる運動を廃したる学校に於ては久しからずして忽ち大人すら尚ほ堪へ能はざる憂鬱厭屈を生じ青年者に於ては必ず煩悶危害を為すことを、遊戯せざる青年者あらんか是れ病める所あるか又は將に病に罹らんとするが為なり其の外貌は健全を粧ふにもせよ形態外に之を注意せざるべからず（中略）

余は校長に対して総ての方法を以て遊戯を奨励せむことを求むるが故に壮年の教員にして生徒の遊戯に交はり要用なるときは丁寧に生徒を指導するあらば余は満足の意を表すべし教員に於て運動の組織を定むるは修学の紀律を保つと同等の効績あるを知らんこと余の望む所なり此の如きの事は教育の威厳を損するの恐あることなく少年は己の労苦に於ける如く己の快樂にも教員の加入するを見れば必ず満足を表すべきなり

散歩の重要なこと運動に譲らず生徒は半周日間中学に閉居した後は空間と大気とを必要とす校長は生徒の肺臓を振張し筋肉を強壯にして予め他日の兵士を造るがために十分長き路程に多分の散歩時間に用ゆることを注意すべし(中略)想像を更新し誠実と良徳とを養ふこと身体の健康に有益なると同じく精神の健康に有益なることを記憶すべし若し教授にして時々生徒と共に同行することを承諾せば其利益更に一層大ならん之が為時間を費し疲労を覚ゆることあるべしと雖も其費す所は親愛感謝の情となりて報ゆる所あるべし教師中には既に率先して此の事を実行する者あることは余が知る所なり余は此の如き人に対して感謝を表し且此の人を以て其の同僚の模様と為すべし

身体を強壯にし精神を健康ならしむるに確實の効果ある此等総ての運動の外整肅なる態度及遊戯に関する事に特別の注意を与ふることを怠るべからず威儀既に一の美德たり人威儀を責めば自己及び他人の尊重を得べし幼少より自の間断なき注意により端正質素なる威儀を以て恒久の習慣と為す者は其徳性の進歩見るべきものあるべし蓋し孜々として自ら強め外部の方正に心を用ゆるときは自然に態度より言語に及び言語より思想及び礼容に及ぶべし彼の遊戯に於ても体操に於ても身体態度の端正なる用意は思想意志及感情に対して自ら天然の規律となり其結果は世人の思ふよりも更に一層遠きに及び学校の規則及懲罰の防制的規律を節約せしむるの効あらむ少年の時丁寧に施さるる体育は徳育の好伴侶なり⁹⁵⁾

井上の体育論や衛生論にみられるように、列強の体育の動向に注目し、第6号訓令の起草に当ってこの書簡を意識していたであろうことは想像に難くない。

明治27年前後は、時あたかも朝鮮半島をめぐる、日清の抗争が欧米の先進帝国主義諸国間による領土分割競争の下で次第に激化し、一触即発の状態にあった。こうした状況下において森の提起した従順、友情、威重の三精神を具現した臣民形成の手段である兵式体操は不振の一途を辿り、この段階に、井上がとすれば「死法ニ流レ」やすい普通体操や兵式体操の弊害を是正するために「及フタケ活発ナル運動」を課し、「厭倦ノ気ヲ生セシムル」ことのないよう、教授方法の改造を訓令したその意図はいうまでもなく、国家的危機に対処しようと同時に、ナショナリズムにもとづき、より積極的に国家的課題を担っていく近代的な体力の養成にあった。井上によるこの訓令以後、各県でも同様の訓令が通達されている。

大分県では、明治27年8月に「小学校の児童に対して、体育は及ぶだけ活発な運動を課し普通体操でも兵式体操と同様に運動を活発にして血行の促進をはかれ。高等小学校の生徒に兵式体操を課すときには軍歌を用いよ。小学校生徒には運動に便となるように止むを得ない場合の外は学校内では洋服か和服の場合は筒袖を着用せよ⁹⁶⁾」との訓令を発しており、新潟県においても、「体育はできるだけ活発な運動を課する必要がある、普通・兵式を問わず手足及び全身筋力の運動を活発にして、気血の代謝を促すと同時に、児童各自が意気快活を覚えるようにしなければならない。普通体操の欠点は、態勢を整えたり、そのため多くの時間を費し、かえって児童に厭忌の気を生じさせるようでは、体操の精神を失うものである⁹⁷⁾」と訓令している。

また鳥取県でも、明治27年9月に同じく体育を重視すべきであると訓令するとともに、これにもなって明治29年6月には、鳥取市で約1ヶ月にわたる体操講習会が実施されている。

一方、東京府日本橋区の6私立小学校長会は、明治27年9月に校長会議を開き、「訓令各項に対し、左の如く議決し、尚各校に於て、取捨して実行すること⁹⁸⁾とし、次の事項をあげている。

「第一項、第四項、第八項、第九項ニ付テハ、特ニ注意ヲ要スル」。

第二項ニ付テハ、特ニ注意ヲ要シ、且鉄棒器械ヲ新設スル」。

第三項ニ付テハ、男生徒ニハ筒袖ヲ用井シムル」。

第五項ニ付テハ、本項ノ主旨ニ基キ、可成筆記暗誦ヲ避クルヲ。

第六項ニ付テハ、

一、試験成績ハ以来点数ヲ廃シテ、上中下ノ符号ヲ用井ルヲ。

二、試験成績表ノ揭示ヲ廃スルヲ。

三、生徒ノ席次ハ、身長ニ依リテ定ムルヲ。

四、学校ノ及落第ハ、主トシテ修身、読書、作文、習字、算術ノ五科目ニヨリテ判定スルヲ。」

明治20年代から30年代にかけての「学校衛生顧問会議」の設置（明治29年）、「小学校令」の改正と同施行規則の制定（明治33年）、そして「体操遊戯取調委員会」の設置（明治37年）等の一連の政策的動向は基本的には、井上による体育の近代化路線の継承を意味している。

2. 西園寺公望の国際主義と体育振興策

（1）西園寺の国家主義教育批判

日清戦争（明治27年8月～明治28年4月）の勝利によって、日本資本主義は過早な帝国主義の段階に到達した。欧米の先進的な帝国主義諸国との市場、ならびに領土分割競争はより一層熾烈をきわめるようになり、その結果、日本の対外的な帝国主義的進出を積極的、かつ合理的に遂行しうる能力と行動力をもった新しい大国民が要求され、その大国民の養成が全般的な戦後教育経営の基本方針として打ち出されていった。

井上の後をうけて、明治27年10月から明治29年9月にかけて第二次伊藤内閣の文部大臣に就任した西園寺公望は、井上の政策をさらに推し進めるとともに、体育衛生の振興、科学教育の拡充、外国語教育、女子教育の重視を政策課題としていった。これら西園寺の諸政策の背景には、森の政策理念に象徴される、従来の「臣民」という国民像の枠にとまらることなく、国民的であると同時に、世界的な公民の養成という、いわば国民教育理念の転換があった。

西園寺は明治28年、戦後経営にとって日本人の自信が不可欠であるとし、次のように述べている。

「近時に於て、著しく日本人の思想界に變動を興へたるは、日本人が自ら世界の国民中に占むる地位につきて、其自身力の確実となりて在り。日英の条約、未だ調印済とならざりしときに在りては、又日本の軍隊が、外国の兵と干戈を交へて、其實力を試みたることなかりし以前に在りては、日本人は、充分に我が實力の発達し得たる程度を自信すること能はざりき。(中略)一語を以て之を言へば、此く発達し得たる日本人の自信力を満足せしむる道を講ぜざるべからず。而して此目的を達するは、教育の力による外なかるべし。即国民の教育を十分に於て、文明の民たるに愧ぢざるに至らしめ、以て我は文明の国民なりとの自信を満足せしめ、其知力に於ても、徳行に於ても、真に世界に於て、優等の民たるに至らしむべし。今日の教育家たる者は、此辺の所に注目し、我が国民の自信力を空しくせざることを心掛くること専要なるべし。』¹⁹⁾

そして、彼は「余は原来、頑固なる宗教家の如くに、物事を行ふこと好まざる者なり。故に教育のことも、単に宗教的精神のみにて施すことを望まず。茲に所謂宗教的と云ふは、耶蘇教的若しくは仏教的と云ふ如き、狭き義にて云ふにあらず。最も広き義にて云ふなり。例へば日本人の教育として、日本魂を養ふと云ふことは、必要なることには相違ないけれども、之を宗教的に主張し、此のことの教育の外には、他には教育すべきことなきが如くに言ふは、余の好まざる所なり²⁰⁾

この立場から、西園寺は「例へば我が国の神道の如きは、之を宗教教育に属せしむべきや否や、大に議論のある事なれども、仮に之を宗教と見做すも、決して世界的の性質を有する宗教とは見るべからざるなり²¹⁾と神道批判をおこなう一方、森以後の伝統的な国家主義教育に対しても批判を加え

ている。

西園寺は明治28年5月20日、高等商業学校における師範学校長会議の終了後、「従来我国の教育主義は、国家主義に傾き、其の結果として種々の出来事ありしが、文部省今後の方針は、之を固執せず、広く文明的道徳を基礎とすべし⁽²²⁾と述べている。

(2) 西園寺の体育振興論

ところで、西園寺は帝国主義国としての国家の発展と世界的な公民という観点から体育、衛生を重視したが、彼は明治28年5月24日に高等師範学校長ならびに各尋常師範学校長を官邸に招いた際に、「国運を進鴨せんと欲せば強健なる国民を養出するを要する強健なる国民を養出するには体育衛生を盛んにするを要す而して之が発達の道を講ずるは今日の急務なり⁽²³⁾と述べている。

一方、西園寺は活動主義体育の立場から女子体育についてこう述べている。

「余は此訓令(井上の訓令第6号——筆者註)の起案の際には、未だ文部の局にあらざりしと雖、後より之を聞正すに、当時の評議にては、女子も其中に包括する精神なりし由なり。然れども、必ずしも場合の如何を問はず、女子をして筒袖を着せしむる精神にあらず。成るべくならば、筒袖を着けて、活発に運動せしむべしとの主意なり。

又余が一箇の考を言へば、近頃の女学校生徒の如く、大なる帯を脊負はしめ、裾の辺には、殊更に厚く綿を入れたる衣服を着けしめ、如何にも重々しく装ひたる者を見るに、多くは身動きも自由にならず、不活発なること実に甚だし。身体の発達期に際する女兒を、斯かる風俗の圧制の下に縛りつけること、実に弊害なれば、小学校に在る女生徒の如きは、別けて此悪風より救ひ出し、身体の発達を全くせしめたく思ふなり。⁽²⁴⁾

こうして体育は、膨張しつつある日本資本主義の要求する「大国民」の養成の根幹をなすとともに、生産力と軍事力において列強を凌駕するという観点から身体機能の合理的陶冶が意識され、体育の振興、体格の改善、衛生の重視等が体育の政策理念として標榜された。それは同時に、西園寺の日清戦争後における強い危機意識のあらわれであった。

彼は、日清戦争後の状況を次のようにとらえていた。

「此十九世紀の活劇場に当り、国を宇内列国の間に建つるは、容易の業にあらず、殊に日清戦争の結果により、我が国民が、他の国民に注目さるゝこと、一層深くなりたれば、我が国民たる者は、常に宇内列国の形勢に注目し、世界の文明に伴ひて、国運を長進せしむることを図らざるべからず。

若し然らずして、長く東洋の狭隘なる思想を墨守し、唯我独尊の氣象によりて、他の国民を凌駕し、又は世界の文明と共に発達することを忘るゝときは、必ず国家に不幸なる結果を来すことあるべし。況や向後、外には商権を拡張し、内には内地雑居を実施する日に至り、国民の多数が、海外の状況に通ぜざる時は、實際上の不便甚しきのみならず、時としては、無益に外人との間に事端を生じて、結極我が国民の不利益となること、疑を容れず。故に近代の文明に後れざること、海外の事情に通ずることゝは、我が国民が後來に務めざるべからざる所なりと信ずるなり。⁽²⁵⁾

3. 日本人民改造論と体育改造論

(1) 日本人民改造論と「有為なる人物」論

明治10年代後期における形式主義、画一主義的な開発教授法に対する批判は、井上——西園寺による全般的な教育の近代化政策を客観的基盤としながら、さらなる展開をみせていった。

明治20年代における体育改造論と活動主義体育論の唱導は、そうした教育の政策論的な流れのな

かに位置していると同時に、それらはいずれも井上——西園寺の実業教育論，科学教育論にみられるように，日本資本主義の質的転換に伴う経済思想の高唱を背景とする「新人物」論によって触発され，新たな人物を陶冶する方法論として主張されていった。

この新しき人物論は，森の兵式体操を軸とした教育政策論に一貫していたものであった。森は，例えば，明治20年5月25日，第一地方部内師範学校長の集会において「今日我国教育の必要は人物の陶冶にあり是れ独師範学校に止らず中学小学亦皆然り而して人物の陶冶は極めて困難なり之を達するの方便種類ある中にも兵式体操の如き其一に居ると雖ども教員其人を改良するより先且つ要なるはなし⁽²⁶⁾と述べている。

また文部省は，明治20年8月に人物に関する次のような訓令（第11号）を発している。

「凡ソ学校ニ於テハ舊ニ生徒ノ学力ノミナラズ兼テ人物ノ如何ニ注目シテ学力ト人物トヲ査定シ各各尋常優等ノ二等トシ卒業ノトキニ至リテ之ヲ證明スル證書ヲ授興セシムベシ就中尋常師範学校生徒卒業ノ上高等小学校長ニ任ジ若シクハ高等師範生徒ニ撰挙スル者ノ如キハ先ツ人物ノ優等ナル者ヨリ撰抜スベシ⁽²⁷⁾

そうした人物論は『教育時論』，『東京茗溪会雑誌』を中心にさまざまに論じられている。

吉田毅は，「人物養成ノ目的如何」（明治20年）のなかで実務的人間を人物としてとらえ，次のようにいう。

すなわち，封建時代においては「当時ノ人物ナルモノハ要スルニ英雄豪傑ノ変称ト云フテ可ナラン歟何トナレバ如何ニ学問ニ長シ智識ニ富ミタリト云フモ政治ノ思想ナキトキハ殆ンド人物ノ班位ニ列セザリシナリ⁽²⁸⁾しかし，「今ヤ明治ノ年間ニ當リ文運ノ時ニ際ス其人物ト称スベキモノ豈ニ異ナラザルヲ得ンヤ是ニ於テヤ現時ノ人物ナルモノハ決シテ政事ノ一方ニ偏スルガ如キモノヲ以テセス普テク学校教育ニ於テ各自ガ学習シ得タル所ノ智徳ヲ社会ノ実務ニ応シテ之レヲ施シ得ヘキモノヲ取りテ真正ノ人物トコソ称スルナリ今其一ニノ例ヲ挙示センニ凡ソ農トナリテハ農業ノ学理ニ基キテ農業上ノ改良ヲナシ又商トナリテハ商業上ノ智識ヲ活用シ以テ能ク商機ヲ察シ商利ヲ収メ商權ノ拡張ヲ謀ルモノハ即チ皆之レ人物ナラザルハナシ思フニ社会百般ノ事固ヨリ大小軽重ノ別アラザルハナク随フテ各人ガ取ル所ノ業務ニ至リテモ亦タ千差万別ナラサルハナシ然レドモ能ク其事物ニ付キ其為ス所其実施ス所ニシテ完全ノ成績ヲ挙クヘキモノハ之レヲ今世ノ人物ト云ハザルヘカラス⁽²⁹⁾と。

また吉田経綸は，現今は新教育による時代的，歴史的な要求に即した新人物の養成，すなわち「日本人民改造ノ期」であるという。

「日本現時ノ形況ヲ見渡セバ文学^レ技芸^ハ申スニ及バズ商^ニ工^ニ農^ニ何^等何物トテモ日進ノ運ニ向ハザルモノナク此ノ如クシテ数十年ヲ経バ或ハ欧米人ヲシテ後ニ瞠若タラシムルコトアランハ期シテ俟ツベキモノニ似タリ然リト雖モ之ヲ裏面ヨリ觀察セバ未ダ必ズ然ラザルモノアリ何トナレバ商業ヲ拡張スルニ熱心スル輩トテ自己ノ智識ニ乏シク経験モ眼界モ広カラズ勢ニ三ノ老練家ノ為ス所ヲ見テ之ニ倣ハントスルノ情況ニテ当初ヨリ断乎タルノ見込ヲ立テ能ハザルモノ往々ニシテ有リ（中略）将来ノ日本ニ於テ商ニ工ニ將タ農業ニ真正完全ノ教育ヲ受ケシ人ヲ要スルヤ益々甚シキヲ知ルベシ否ナ舊習慣舊教育ノ臭味ヲ帯ビル人ニ代フルニ新教育トシテ明治初年ヨリ行ハルトハ行ヘ整備ニ至リシハ近事ノ事ナレバ今現ニ教育ヲ受ケ居ル者コソ真正ノ新教育ト新習慣ヲ知得スルモノタリ然ラバ今日ヲ以テ日本習慣改造^ノ赤地ニ言ヘバ日本人民改造ノ期ト云フモ決シテ誣言ニアラザルナリ⁽³⁰⁾

この日本人民の改造の時期に当面して，吉見は旧来の膠着した人間ではなく，臨機応変に事に対

処しうる柔軟性に富み、活動的で、しかも円満な人間を人物として評価したのである。

「余ノ養成セント欲スル厳正ノ徳トハ信実厳確正直ヲ総稱スルモノニシテ決シテ昔時ノ所謂厳正トテ四角四面ニ人ニ威ヲ示シ偏屈不活ナル行儀ヲ指スニアラズ人ニ接スルニハ温和、人ト話スルニ便巧ニシテ何事モ円滑ナル中ニ於テ常ニ厳正ヲ守ルノ習慣ヲ造成スルコソ至肝要ノ事ナリト云フニ外ナラズ若シ斯ル習慣ヲシテ十分ニ弘布流行セシメバ他ノ信用ヲ受ケ商工其他凡百ノ事業ニ於テ吾レ其必ズ進歩ノ著大ナルヲ見ルヲ知ル

然リ而テ斯ル習慣ヲ造成スルハ、所謂新日本ノ父母即チ現今ノ幼童ヲ教養育成シテ社会ノ雰囲気ヲ一洗セザルベカラズ其責任ヲ負フ者ハ吾人教育者ノ任ト云ハザルベカラズ嗚呼今日ハ日本人民改造ノ期ナリ苟モ是時ニ於テ工夫構想シテ厳正信実ナル習慣ヲ造成スルコトヲ勉メザレバ果シテ何レノ時ヲ期セン時呼時呼時失フベカラズ³¹⁾

一方、山本信孝は「教育ノ目的ハ、人心ノ諸能力ヲ平等均一ニ出来得ル丈ケ充分ニ之ヲ発達セシメ、以テ人ヲシテ完全ナル人類タラシムルニ在リト謂フ³²⁾」と主張し、田辺平三郎は「小学ノ児童ヲシテ社会ノ人タラシメヨ」として社会的人間の養成とそのための活知識の教授を説いている。

「注意セヨ教育者君等ノ教育セル幼児ハ他年社会ニ立テ各自ガ生活ヲ容易ニシ我新日本ヲ組織スルヲ期スル者ナリ此大任アル幼児ヲ此貴重ナル学生ヲ手ヅカラ、薫陶鑄治スル君等ノ責ハ如何ニ重キヤ己ニ此ノ重キヲ知り又此ノ責ノ重キヲ負荷セバ生徒ヲ以テ社会ノ人トナセ以テ学校ノ人トナス可ラズ記憶セヨ教科書ハ彼等児童ニ智識ヲ與フル一種ノ練習器械ナルニ過ギズシテ彼等児童ノ授ベキハ徒ラニ此教科書ヲ以テ満足スベキニ非ズ（中略）彼等児童ハ純然タル学校ノ人ノミ以テ社会ノ人トナル可ラズ蓋シ今日ノ社会ハ複雑ノ社会ナリ進化ノ社会ナリ區ヤ小学校ノ教科書ヲ以テ何ゾ之ヲ盡スヲ得ンヤ啻ニ之ヲ盡ス能ハザルノミナラズ其極メテ必要ナル事物ト雖トモ何ゾ其遺漏ナキヲ期センヤ況ンヤ時変日更眼ヲ転ズレバ大勢已ニ改マルノ活劇社会ヲヤ然ラバ則君等ニシテ苟クモ彼等児童ヲ導キテ社会ノ人タラシメント欲セバ然然彼日ガ已ニ説ケルガ如ク適当ノ時間ヲ発見シテ彼等ニ教科外ノ活智識ヲ與フル³³⁾ニ注意セザル可ラズ（中略）小学ノ教育ハ徒ニ教科書ニ拘泥ス可ラズシテ廣ク社会上ニ起ル必要ナル事物ハ彼等児童ノ心意ノ食物トシテ之ニ與ヘ以テ彼等ガ智力ノ活用ヲ得セシムベシ蓋シ爰ニ於テカ始メテ他日児童ハ各自ノ生活ヲ容易ニ十全ノ幸福ヲ享受スベシ新日本ヲ組織スルニ足ル所ノイト貴重ナルイト大任アルノ教育者タルニ耻ズト云フベシ³⁴⁾

（2）開発教授法批判と個性教育の唱導

これら「活劇社会」にとって緊急に要請される「社会ノ人」、「有為ナル人物」の養成に対する焦燥感は明治10年代の教授定型となったジョホノットの開発教授、ならびにその形式主義化、注入主義化に対する批判となって現象していった。

明治20年5月、山川高等師範学校長に随行し、京都、兵庫、岡山、広島、山口、島根、鳥取の各県を巡視した黒田定治は、開発教授の形式化した実情をさまざまに批判している。

黒田は、まず開発教授法が十分に理解されていないと指摘する。

「予ガ随巡シタル地方ニ於テ学務課員或ハ学校教員等ニ向テ小学校ノ教授法ハ如何ト問ヘバ諸氏直チニ答テ曰ク我県下ニハ漸ク開発教授法普及シタリ我学校ニハ注入の教授法未ダ全ク跡ヲ収メズト予ハ実ニ疑フ此等ノ諸氏ハ能ク開発注入ノ真義ヲ解セルヤ否ヤ元来開発教授ト稱スルモノハ心力発達ノ度ニ從ヒ教授事項ノ難易ヲ察シテ生徒ヲ開発誘導スルノ謂ニシテ其開発シ得ラレザル事項即チ生徒ガ脳裡ニ種子ナキモノハ矢張り之ヲ注入セザルヲ得ズ之ヲ反言セバ生徒ヲシテ言ハシムル点ト教師ヨリ教ユベキ点トノ区域ヲ立テ可成的心力ノ程度ト教授事項ノ難易トノ平均ヲ得シメ開発

ノ部分ヲシテ多ラシメント欲スルナリ」⁽³⁴⁾

しかし、それにもかゝらず現実には、「一府六県ノ教員中往々之ヲ誤解シ開発教授ト云ヘバ無限ノ開発ニシテ室内ニ於テハ決シテ教師ヨリ授クベキモノニ非ズ万事万物一カラ十マデ開発セントシ其甚ダシクハ文字点画ノ結構ヨリ其読方ヲ開発セントスルニ至ル然シテ此等ハ固ヨリ真正ノ開発ニアラズシテ其弊害タルヤ純粹ナル注入教授法ニ超ヘ時間ヲ徒費シ生徒ノ脳裡ヲ攪乱シテ五里霧中ニ彷徨セシメ我々ヲシテ彼教師ハ一時間中何事ヲ教ヘタルカ彼生徒ハ如何ナル智識ヲ得タルカ疑ハシムルニ至ル」⁽³⁵⁾

黒田はこうした開発教授の弊害が、教師の教授を否定するという開発教授に対する形式主義的な解釈や誤解に原因するとし、次のように指摘している。

すなわち、その第一は、「開発教授トハ教育学上ノ真理ヨリ来レルモノノ様即チ真正ナル教授法ノ名目ナリシモ世人多クハ其真意ヲ解セズ単ニ文字上ヨリ解釈ヲ下シ開発ト云ハバ撒頭撒尾生徒ヨリ言ハシムルモノニシテ一分子モ注入即チ教師ヨリ教フベキモノニ非ズト認定ヲ下シタル」⁽³⁶⁾ことにある。

その第二は、「地方小学校教員ガ己レガ教授上ノ智識ヲ増進シ教授ノ方法改良スルタメニ據テ以テ頼ミトスル所ノモノハ先覚諸子ガ著述セル教授書是レナリ然ルニ此等ノ著述書ハ充棟汗牛雷ナラズト雖モ多クハ教授法中ノ一少分部ニ止マル方法書ヲ示シ是レハ修身科ノ教授法ナリ此レハ読方科ノ教授法ナリトテ只教師ト生徒トノ問答ノ口上書ヲウルサクモ教云々生云々ト臚列セシニ過ギズ」⁽³⁷⁾ことにある。

弊害の第三は、「抑学校教員ガ取扱フ所ノモノハ決シテ死物ニアラズシテ日々進歩シテ止ラサル活発ナル児童ナレバ其教授方法モ時ト場合ト種類トニ因テ非常ノ変化アルニモ変ラズ此板木若シクハ活版ニ摺リ立テタル方法書ノ通り若クハ之ニ模倣シタルモノヲ以テ開発教授ト誤認シ此方法書ノ因テ起ル所ヲ知ラザルガ故ニ毫モ之ヲ活用シ能ハズシテ何レノ時何レノ場合何レノ種類ニモ此鑄形通りノ方法ヲ用イ恬トシテ之ヲ怪マズ焉ソ弊害ニ陥ラザルヲ得ンヤ」⁽³⁸⁾ということにある。

そして、黒田は最後に教授方法の伝達講習会が、これらの形式主義を招く主要因になっていると厳しく批判した。

「此講習会ヨリ起ル所ノ弊害ナシト云フヲ得ンヤ何トナレバ此講習会ナルモノハ大抵師範学校ニ於テ各郡区ヨリ各校長若クハ首座教員ヲ招集シ理化学教育学等ノ六ヶ数学科ヲ三週乃至五週ノ僅少白子ニテ講習スルモノナレバ講師ノ説ク所モ自然疎略ニ流レ会員モ亦其深奥ヲ叩ク能ハサルハ勿論大体ヲモ知ル能ハズ而シテ此不消化ナル智識ヲ得テ各自郡区ニ帰リ更ニ之ヲ訓導若クハ授業生ニ伝授スル故ニ伝ヘ伝ヘテ遂ニ一定不変鑄形通りノ方式ニ陥ルナキヲ得ンヤ」⁽³⁹⁾

また阿部秀正も開発教授の形式主義化を批判している。

彼は「小学校ノ弊害及其改良方法」(明治26年)のなかで、「現今ノ小学教則及教授法ハ殆ト二十年間数度ノ改正ヲ経テ定ムルニシテ、其善美ナルコトハ昔年ノ寺小屋、手習師匠ノ教育ト同日ノ論ニアラス、然レトモ昔年ノ教育法ハ当時ノ制度ノ情ヲ量リ、幾多ノ歲月ヲ重ネ、実験ヲ経テ定ムルモノトシテ一概ニ排撃スベキモノニ非ス、現今ノ教育法ハ一モ二モ欧米ノ法ニ採リ、之ヲ我邦ニ施行シテ其弊害如何ヲ顧ミルニ暇アラサリシハ当時ノ趨勢ナリ」⁽⁴⁰⁾とかつての寺小屋式の教育を擁護する一方、欧米の教育法、すなわち、開発教授が寺小屋式教育の実効を凌駕しておらず、その原因が形式主義にあるという。

「舊寺小屋、手習師匠ニ於テ学修シタルモノヨリ(小学科程ヲ三四年間履習シタルモノヲ云フ)超越シタル実効アルヲ見ザルナリ、故ニ現今ノ教育法モ亦一概ニ完全ナリト云フ能ハザルモノナリ、

仮令現今ノ教則及教授法ハ善美ナルモノニセヨ、其教師ノ熱心ト授業上ノ優劣如何ニ関シ、大ニ研究ヲ要スルモノアリ、就テ現今小学教育ノ病源弊害ヲ尋ヌルトキハ、其多ク之ヲ改良スルモノ数多クアルベシ、其内捨置クベカラザルノ病害ヲ論シ、併セテ改良ノ方法ヲ述ブベシ、先ヅ其病害トスル箇条ヲ左ニ記セバ、

第一現今教育ニ従事スル者ノ著眼期望ヲ視ルニ、外面ノ形式上ノコトニ務メ、徒ニ高尚華麗ナルコトヲ貴ブノ弊アリ、⁽⁴¹⁾

開発教授に対して、こうした批判が加えられるなかで『教育時論』も社説に「画一教育法ノ利害」(明治23年)を掲げ、形式主義教育を批判するとともに、さらに明治28年には、社説「現今の学弊を論じ併て其匡正策に及ぶ」のなかで次のように論じている。

「学校教育をして有益ならしむると、有害ならしむるとは、一に教育法の良否如何に關す。教育の方法にして、宜しきを得ば、各種の学校に於て教育せられたる学生は、皆有為の人材となりて、国家の实用に適し、一国の文化を扶植すべし。之に反し、教育の方法にして、宜しきを得ざる時は、其学生は、決して有為の人材となること能はず、竟に害毒を国家に及ぼし、亦之を奈何ともする能はざるに至らん。吾等は現今の学校教育を見、常に憂痛嘆措く能はざる所のものあり⁽⁴²⁾といふ、
「学弊の最も甚しきもの⁽⁴³⁾として以下の諸点を指摘している。

「第一は、現今の教育は、人をして不消化の智識を増加し、判断力を弱くせしむる弊あり。夫れ学校教育に貴ぶところのものは、国家实用の人物を養成するに在り。而して人をして世の实用に適せしめんと欲せば、其智識を消化せしめ、判断力を強固ならしめざるべからず。(中略)第二は、現今の教育は、学生をして自重、自信、自立等の性質を養はしめずして、虚飾、外見、依頼の精神を養はしむる弊あり。(中略)第三は、現今の教育は、学生をして僥倖によりて好地位を得んとする情を養はしむる弊あり。(中略)第四は、現今の教育は学生をして自治力を薄弱ならしむる弊あり。(中略)今日の学校教育は、官公私立を問はず、其学科多きに過ぎ、其教授粗漏にして、到底多方の興味を以て、学生の智識を開誘し、判断力を強固にして以て実際の应用到に適せしむること能はず。是れ学校の教育宜きを得ずして、自治力を養ふ方法未だ立たざるに依るなり。⁽⁴⁴⁾

そして、「而して左記の教条の如きは、矯正の策として、最剴切緊要なるものならん⁽⁴⁵⁾として「第一、学位若しくは卒業證書等に、重きをおかず、其实力人物の如何に依りて其の輕重を定むべし。

(中略)第二は、学生をして學術の爲めに勉強せしめ、決して学位、若しくは卒業證書の爲めに勉強せざらしむべし。(中略)第三は、学生をして成るべく自然の興味に従ひて勉強せしむべし。(中略)第四は、女子は教育の方法如何に依り、特に虚飾、嫉妬、高慢等悪徳に陥り易きものなれば、特別に注意して、斯る悪徳に陥らんことを防ぐべし⁽⁴⁶⁾と述べている。

開発教授に対するこうした批判的傾向のなかで、個性教育という新たな教育理念を唱導し、その観点から従来の形式的教授を批判したのが長谷川彦彦である。

彼は「個性と教育」(明治28年)において、「教育とは人人固有の心身を生長發達せしめて一定の理想に到達せしめ或は之に近つかしむる爲に施す有意の作業を総称す⁽⁴⁷⁾と規定するとともに、「教育の目的物は人の心身なれば、其の性質及作用等に就ては教育者たるものは充分なる研究と其の研究に伴ふ応用の方法を講究せざるべからざる事勿論なり、然るに其の普通一般に亘れる心理学及其の応用法の漸く精密に進める今日に於て未だ個性に関する研究、観察及是に基ける教育の方法等の世に公にさることの乏しきは甚遺憾なり⁽⁴⁸⁾と教育における個性研究の重要性を力説している。

長谷川は、個性を無視した画一の教授によっては教育の効果をあげることは不可能であり、「故に一団の中に於ける個々の特性を知り、是に應ずる時間とこれに対する智識と是に適する方案とを撰

はさるべからず、然らざれば一団に対し真正の智徳を施したるにあらずして一種の講義を為したりと云はんのみ⁴⁹⁾と述べ、教育における個性尊重の重大さをこう指摘している。

「学校に落第者の多数生するも多くは個性を顧みざるの弊に帰せざるべからず、彼等は或る学科に於て級中の多数と共にすること能はざるの個性を有せり、而して教師より特に之に対するの處置と待遇とを受けざるなり、故に其の局落第の不幸を見るに至る、而して一と度ひ落第したるものは必復た次級の劣等生にして遂に成業の効を見ずして終るもの世間の常となれるか如し、此の如きは畢竟個性と教育との関係を究めざるに由来するものと謂はざるべからず、⁵⁰⁾

さらに長谷川は、寺小屋の時代には教師は子どもをよく把握していたが、「然るに学制一変して官公立とし、生徒には厳然たる団体の級制を設け、科を分ち人を配して教授をなすに至りては、教師と生徒との間宛然官吏が人民に接するか如き間柄となり、師弟の間に行はるゝ教育法は多く外面の形式に失し、其教育の事を研究するもの多くは単に教授材料の運用、又は其の順序等に止まり、教育の良否を批評するものも亦教授の形式、又は技の巧拙等外界に見はるゝものを見て之を判断するに止まり、弟子各個人の人と為りに就きて将来の事までも深くすること未だ充分に行はれざるが如し。此の弊は単級教授の声喧しきと共に一層増加せざるかの疑あり⁵¹⁾と批判している。

これらの批判から、今後あるべき教授法の原則について指摘している。

すなわち、「(1)教師に人の知るの明あらしむべき事、(2)一学級の人員を成るべく少くすべき事、(3)同一の教師が永く同学級を教育すべき事、(4)教授すべき学科に応じて各級を分合すべき事、(5)特に時間を設けて劣等の学科を補修すべき事、(6)適当な問答法によりて個性に應ずる教育を施すべき事、(7)児童の性質に応じて特別の訓練法を施さざるべからず、(8)教室外に於て適切なる教育を施すべき事、(9)自修独学を奨励して其の長所の点を延はさしむる事、(10)学業の試験法を改め、各科画一の制を廃すべき事、(11)職業の撰択に注意して個性教育を完からしむる事⁵²⁾

ところで、長谷川がこのように個性教育を唱導したのは、彼が「是を要するに教育の目的物たるものは一個人なり、国民的教育と云ひ、国家的教育と云ふ、元と形式上の名なり。畢竟各一個人をして国民的要素を具へしめ、若くは国家的要素を帯はしむるのみ。然らば即教育究竟の目的は個人の発達にあること疑なし⁵³⁾といているように、国家的教育の根底に個人をすえていたことによるものであった。

明治20年代の人物論と形式主義化した開発教授批判、さらには個性教育論の登場は、この時期の活動主義体育論や体育改造論の展開にとって主観的条件を形成していったのである。

(3) マルチノの活動主義体育論

明治20年代に至って体育の現実はいかなる様相を呈していたのか。それはまさに矛盾の極であった。

栃木県師範学校教諭の多田房之助は、その実態を次のように明らかにしている。

「昨今に至り大ニ吾人ニ刺衝ヲ與ヘ来リシモノハ体育ノ度ヲ高ムルコトナリ体育ノコトタル人世必須ナル事業ニシテ一日モ忽ニスベカラザルモノナレドモ之ヲ怠ルノ教師今尚ホ多ク夙ニ教則ニ加ヘラレタル体操ダニ実施セザルモノ多シ況ンヤ一般体育上ニ不注意ナルコト推知スベシ⁵⁴⁾

また山崎忠興は、「世人ガ心性ノ発生ト相伴フテ体育ノ必要ヲ感ズルニ至リタルハ僅僅数年以来ノコトナリ而シテ開明ノ今日ト雖モ尚ホ身体ノ発生ニ注目スルコト極メテ少ナク甚シキハ毫モ之ニ注意セザルガ如キコトアル⁵⁵⁾状態であり、一方、重田盛太郎も、「三四年前迄ハ啞鈴球竿等ノ体操器械ヲ知ルモノ殆ド稀ナル有様ナリシガ現今ニ至リテハ如何ナル山村僻地ノ学校ト雖一二種ノ体操器械

ヲ備ヘザルナク運動ノ号令ヲ聞カザルナシ⁹⁶⁾というほどに発展してはきたが、「然リト雖内部ニ立入り其模様ヲ窺フトキハ大ニ外觀ニ反スルモノ⁹⁷⁾である。

「仮令バ茲ニ一郡若クハ数郡ノ小学校相会シテ生徒ノ一大運動会ヲ催スモノトセンニ忽チ一種ノ競争心ヲ発シ大ニ教育上ニ弊害ヲ與フル⁹⁸⁾有様であり、「或県下ニ運動会ノアルニ当リ其前日ノ演習ニ終日生徒ヲ引率シテ或ハ競走駢足或ハ器械体操ヲ劇シクセシガ為メ途中氣絶セシ生徒ヲ見シト云ヒ又器械体操ニ依リ胸部ニ一種ノ病氣ヲ醸シタルモノ多カリシト云フガ如キ豈嘆スベキ事ナラズヤ而シテ其運動会ノ過グルヤ恰モ烈風ノ吹き去ルト一般今迄ハ日日三時間ノ演習ヲ為セシモ今ハ全ク之ヲ廢シ或ハ五日ニ一時十日ニ一度ト謂フガ如キ有様トナリ父兄ヲシテ一時ノ流行物ノ如ク思ハシメ此ノ体操ヲ以テ芸居ヤ舞踏ノ如キ感ヲ起サシムルニ至ル⁹⁹⁾状況であったことを指摘している。

この現実を眼の前にして、体育振興論や体育改造論は起るべくして起ったともいえよう。

明治20年7月に、高等師範学校の修学旅行で長野県諏訪郡を訪れた坪井玄道も下諏訪の学校を視察し、「小学生徒にしては能く姿勢を取り整列に就き喧噪の風なきは観るべき所なるも此まで一般体操の進歩せざるは第一教授の行届かざるに帰因せり現に教師はしめ其操作は輕易に運動は不活発にして殆ど雛形の演習に止れり今日は軽体操といへとも十分に四肢筋肉に力を入れ活発に操作運動せしむる事なれば此辺は教師の能く心得先づ己れより其改良に就き以て生徒を率ひざるへからざるなり⁹⁹⁾と教授方法の改造を説いている。

テヒヨウに続いてイタリア公使マルチノも明治21年、大日本教育会において「学生ニ身体全部ヲ運動スベキ体操ノ必要ナル旨」の演説を行い、普通体操法に批判を加え、活動主義体育への改造を強調しているが、そのことは同時に、子どもの身体が危機的な状態に陥っていることを示唆するものであったといえよう。

冒頭で、マルチノは、一般に近代の教授法が子どもの身心を疎外していると批判する。

「私ハ今日我我ノ教育法ニ付テ決シテ満足ヲ表スル者テアリマセン。我我ノ教育法ニ付テハ諸方ヨリ請求抗言続続起リ、諸方ニ於テ国民ノ将来ハ害サレテ且ツ甚ダ危シト主張スル者寔ニ多クアリマス。抑抑此噪動ノ原因ハ何デアリマシヨウ、外デハアリマセン、人ノ脆弱ナル時分即チ幼年ノ頃ニ精神ノ発達過度ニ多ケレバ身体ノ發育ハ其割合ニ衰弱スルハ寔ニ明カナルコトナルニ、我我ノ教育法ハ夫ノ植木屋ニ類スル所アルガ故デアリマス、御承知ノ通り植木屋ナル者ハ成ルベク多クノ果実ヲ得ンガ為メ無暗ニ植木ノ枝ヲ切り拂ヒ、ソウシテ其植木ノ弱ルコトニ注意シマセンガ、我我ノ教育法ハ大ニ之ニ類シテ居リマスカラ、ソコデ右ニ云フ所ノ噪動ノ起ル所以デアリマス。(中略)即チ学校ニ於テ記憶ノミヲ練磨シ、之ヲ培養シテ、其果実ヲ得マスケドモ、然レドモサキニ最モ強壯デアリシ所ノ植木ハ憐レナルカナ忽地ニ枯レテ仕舞ヒマシヨウト思ヒマス。⁹⁹⁾

マルチノは、子どもの身心の虚弱や不健康が具体的には、過度の機械的教授と運動不足に起因するとしている。

「此勉強過度ノ弊害ノ因テ起ル所ハ強チ父兄ノ罪デナク、又学科課程ノ悪シキニモアラズシテ、全ク其実地ノ応用ニアロウト思ヒマス、故ニ右ノ弊害ヲ除カント欲スルナラバ専ラ教員ノ改良ニ着手セナケレバナリマセン。此レ迄ノ教員ノ仕事ヲ見マスルニ、或ル部類ハ毎日器械的ニ或ハ暗誦セシメ、或ハ作文ヲ直シ、又他ノ部類ハ随分名高キ教員デハアレドモ、生徒ノ為メニ規則正シキ適當ノ教授ヲナサズシテ、却テ自己ノ名誉ノ為メニ無益ナル演説ヲナシテ暮スモノガアリマス、夫レ故ニ生徒ハ教場ノ椅子ノ上ニ怠屈ト申ス者ト一所ニ併ンテ腰ヲ掛ケ、無益ニ時間ヲ費スコトガ甚ダ多クアリマスカラさあ試験トナルニ及ンデハ人間ノ堪ヘ難キ程ニ勢力ヲ費シ、俄力細工ニ非常ニ多キ事柄ヲ一時ニ脳髓ニ詰メ込マ子バナリマセンガ、翌日ニナルト俄カ細工ニ詰込ミタル事柄ノ半分又

ハ四分ノ三ハ早クモ既ニ消ヘ去リテ仕舞フハマダシモノコト、此ノ如キ試験後ニハ往往病氣ヲ発シテ何ツノ間ニカ片足ヲ棺桶ノ中ニナゲ込ンデ居ルト云フ有様デアリマス。⁶²⁾

この子どもの悲観すべき身体的状況に対して、これを解決するには、リーランドの伝えた軽体操では不可能であり、マルチノは体育方法として活動的な遊戯、なかでも水泳と兵式体操を高く評価したのである。

「私ハ学校生徒ノ衛生ノ点ニ付テ如何ナル方法ヲ用ヒラルルカ更ニ存シマセンガ、若シ歐羅巴ヨリノ輸入ニ係ル運動法ヲ採用ニナリテ居マスナラバ、私ハ夫レガ最モ善シトハ申シマセン、甚ダ悪シト断言イタシマス。僅カノ時間ノ体操デアリマシヨウ、ソウシテ其体操ハ如何ナル種類ノ体操デアリマスカ、医学的ノ体操ト人ハ名ツケテマスガつまり号令ニ従ヒ、腕ヲ上げ、腕ヲ下ゲ、又ハ腕ヲ前ヘ延バス等変化ナキ所ノ運動法デアリマセンカ、身体ノ運動ニ染ミモナク、又幾分ノ精神ヲモ使ハザル所ノモノハ有益トハ申サレマセン。要スルニ此ノ如キ体操ハ生活ヲシテ活発ナラシムコトナク、又他人ヨリモ一層善ク為ソウト思フ所ノ欲望モアリマセン。就テハ之レニ代ユルニ他人ト競争シテ勝利ヲ得ルガ如キ体操法デナケレバナリマセン、此体操法ノ中ニハ私ハ游泳ト、兵式体操ヲ加ヘタウ存ジマス。(中略)ぢむなすちつくノ不都合ハ積極ト消極トノニツアリ、積極ノ害トハ遊戯ノ如ク運動ニ変化ノ少ナキガ故ニ、身体ノ都テノ部分ニ平等ナル活動ヲ與ヘズ、故ニ筋骨ノ或一部分ヲ専ラ使ヒ随ヒテ最モ早く疲労ヲ生ズ、夫レノミナラズ此体操法ニハさっぱり面白味ナキヲ以テ、不適當デアリ、又尋常普通ノ考ニテ体操ノ時間が少シク長クサヘアレバ其体操ガ面白クアルト面白クナキトキハ餘リ大切デナシト考フレドモ、是レ大ナル誤謬ナリ、面白クシテ且ツ楽シキ運動ハ身体ヲ最モ健康ナラシムル影響ヲ生ズルモノニシテ、其證據ニハ人ノ幸福ハ強壯ニ最モ助力ヲ與フルヲ以テ知ラルルナリ⁶³⁾

最後に、マルチノは、体育の改革は教員の資質の向上にかゝっていると結んでいる。

「設令学科ヲ改良修正スルコトが出来マシテモ、又仮令一方ニ付テハ生徒ノ見聞知識ヲ発達セシメ、又他ノ一方ニ付テハ体育ヲシテ智育ト并セ行ハレシメ様トスルモ、萬一教員タル人が最モ高尚純潔ナル思想ヲ保持セズ、又真正ナル天命ヲ奉ズルノ覚悟ヲ有セザル限りハ、決シテ安全ナル目的ニ達スルコトハ出来マセン⁶⁴⁾

(4) 体育振興論

マルチノの演説は、欧米の活動主義体育論の一端を示すものであったが、明治20年代に入り、普通体操法や体育の形式的教授に対する批判はより一層厳しさを増していった。

森林太郎(鷗外)も明治22年に、「教を授くるに衛生の道を履むこと」と題する論稿のなかで、教育とは子どもの天性を知り、子どもの発育を生理学的法則にもとづかしめ、子どもの「性」と「能」を十分に発揮させるとともに、さまざまな運動によってその能力を発現させることであると述べている。

その立場から、森は現実の学校教育が子どもの健康を阻害し、短視、曲背等の身体的な異状のみならず、精神的にも「器械的の精神作用に慣れて旧時よりも愚となること⁶⁵⁾が著しいが、その主な原因が器械的、形式的教授にあると指摘するとともに、「省みよ省みよ、学校の教授法は豈改正すべきにあらずや⁶⁶⁾と教授法の改造を要求している。

また後に東京高等師範学校長となった三宅米吉は、明治22年に形式主義化した普通体操法を厳しく批判している。

「今世に行はるるところの体操は果たして体育に適せるものなるか、余輩これを疑ふこと久し。

蓋し彼の体操なる者は各部の筋肉関節を均一に運動せしむと雖も、その運動たるこれ自然のものにあらざり人為なり、またその運動には毫も有形の目的なし、何のために手を上下し左右するか、物を捉るにあらざり授くにあらざり、幼児はその目的を了解する能はざるなり。すでに有形の目的なきときは児童をしてこれを歎びなかしめんことはきはめて難く、あるひはただ点数のために多少の倦悪を忍びてこれを勉むるあるのみ。しかしかくの如きはすなわち体操を以て他学科と同視し真の遊戯としてこれを楽しむのにあらざり。これを以て余輩は運動の学生に必要なを知るに雖も、体操の果たして運動の効あるや否やを疑ひしたがって体操の科を小学校に置くの利益少きを思ふなり。

小学校においては従来の如く男生徒にオニゴト、タマナゲ、綱引、ワマワシなど男生相当の遊戯をなかしめ、女生徒にはタマツキ、羽子ツキ、オニゴトなど女生相当の遊戯をなかしめて何の不可何の不足あらん。これらの遊戯は皆児童の好み耽るところなり。その好み耽るはこれ真の運動のために運動するにあらざりて他の目的の存するありてその運動自然に出づるがゆえなり。自然の運動は一念他に顧みるところなきを以て十分に精神を放縦す。体操は人為にして目的なき運動なり。遊戯は目的ありてその運動自然に出づ。一般の児童は果してそのいづれをか好む。余輩これを教育實際家に資するなり。⁶⁷⁾

『教育時論』にも「幼童ノ脳力過勞ヲ論ズ」(明治20年)、「運動ノ快樂ヲ論ズ」(明治23年)、「懸賞論文 日本不健康ノ原因ヲ論ズ」(明治29年)等がみられるが、子どもの身体の不健康に対する危機意識は、日清の亀裂が次第に現実のものになるにつれて深刻化していった。

鈴木直三郎は「小学校体操ニ就テ」(明治26年)において国防＝軍事的立場から次のように訴えた。

「文部省ノ学校衛生ニ関スル調査報告ハ会員諸君ハ定メテ之ヲ読了セラレシナラン又今尚能ク記憶セラルヽナラン嗚呼諸君ハ之ニ就テ如何ニ感セラレシカ恐クハ現時教育ノ悲ムヘキ結果ヲ生スルノ歎ヲ発セラレシナラン吾人ハ此報告ニ接シ轉タ最大息ニ堪ヘサルナリ (中略)

該報告ハ現時就学児童ノ年々健康ヲ傷フノ著ルシキヲ挙ケ同時ニ徴兵検査ニ身体不合格者ノ年々追加スルヲ吾人ニ示セリ抑モ国家ノ独立上ニ於テ国防ノ事ハ最大事業ナリ今ヤ此国防上ニ於テ最必須ナリ壯丁ノ漸ク減スルヲ見ル国家ノ不祥是ヨリ大ナルハナシ独り国家ノ不祥ナルノミナラス兵役ハ国民タル者ノ最大義務ナルニ今ヤ我國民ハ漸ク此責任ヲ盡ス能ハサル傾向ヲ生スルハ國民ノ最大不幸ナリト云フヘシ此不祥不幸ナル現象ハ種々ノ原因アリテ存スベシト雖モ又現時ノ教育上ノ結果ト云ハサルヘカラス (中略)

若果シテ此不祥不幸ナル事実ニシテ教育上ノ結果ナラシメハ今後教育ノ益々普及擴張スルハ適以テ国家ヲ自滅セシムルノ媒トナリ國民ヲシテ最大義務ヲ盡ス能ハサルノ助トナル嗚呼教育ニシテ如此結果ヲ生スレハ他ニ如何ナル美績ヲ奏スルモ以テ此欠点ヲ補フニ足ラザルヘシ且ツ夫レ教育ノ本旨ハ德智体ノ発達育成ニアリ今ヤ其体力ヲ滅殺シ却テ自発ノ発達ニ劣ルカ如キハ此教育ノ本旨ニ背クモノナリ故ニ吾人ハ国家ノ不幸ヲ憂フルト同時ニ亦此教育ノ其目的ヲ誤ルヲ悲ムナリ⁶⁸⁾

鈴木は、この壮丁体位の低下が小学校で僅か30分程度の体育しか実施されていないこと、また森の没後、兵式体操が地に落ちてしまったことにあるという。

森文部大臣によって兵式体操が「学校教育ノ一部ニ加ハレリ当時ニアリテハ其勢ノ盛ナル或ハ極端ニ走りタルノ跟跡ナキニシモアラズ余輩モ亦全然同意スル能ハサル者アリシト雖モ体操ヲ嚴肅ニシテ学生ノ体育ヲ奨励セシハ真ニ美挙ナリ然ルニ森大臣一タヒ瞑目スルヤ漸ク其注意滅却シ今日ニ至リテハ顧ミザルノ姿アリ⁶⁹⁾

さらに彼は児童に対する圧迫的教授が、彼等の活発な気力を喪失させており、したがって、体育の時間数をもっと増やるべきであるという。

「尚此他ニ小学児童ノ品行点ニ就テモ疑ヒナキ能ハサルナリ余ガ経験スル所ニヨレハ此評ハ児童ノ行為ヲ束縛シ彼ヲ従順ナラシムルノ最大利器ナリト雖モ彼レカラ気力ヲ沮喪シ彼カ活発ナル天性ヲ挫折シテ人ノ鼻息ヲ伺フカ如キ怯懦ノ心性ヲ生セシムルノ傾向ナキニアラズ蓋此品評ハ多クハ消極的品行ニシテ積極的ニ渉ル能ハサルヲ以テ温順ニ方ニ導キテ活発有為ノ氣質ヲ養成スル能ハサルナリ是固ヨリ気力ノ事ニシテ体育上ニ関セサルカ如シト雖モ気力挫折スルトキハ從ッテ児童身体ノ活動力ヲ減殺シテ自ら身体ヲ委縮セシム思フニ気力ト体力トハ其増減ヲ共ニスルカ如シ右ノ如キ些細ナル事項ニ至テハ尚許多ノ改良スヘキ者アラン雖然余カ大声疾鳴以テ諸君ニ謀ル所ノモノハ即現今小学校ノ体操時間ヲ増加スルニアリ希クハ諸君ヨ国家ノ為ニ一考セラレヨ⁷⁰⁾

「小学校の弊害及其改良方法」のなかで開発教授の形式主義化を批判し、教授法の改造を提起した阿部秀正は体育についても言及し、その一節で、「体操科ハ生徒ノ身体ノ成長ヲ均齊ニシテ健康ナラシムル等ノ為メニ授クル必要ノ科目ナリ、然ルニ尋常科ニ於テハ一週間に三時間、高等科ニ於テハ二時間ノ割合ニ過ギズ、其他ノ学科ハ皆身心ヲ苦シメ、精神ヲ忘ル、モノ、如シ、仮令他ノ学芸上達スルモ身体ニ疾病、患アレバ其芸能モ用フル能ハズ、思ハザル甚シキモノアリ⁷¹⁾」と体育を軽視する現実を批判する一方、過剰なカリキュラムが子どもの身体の不健康をもたらしていることを指摘したのである。

「教科目ノ夥多ナル何レモ必要ノ科目ノ如シト雖、尋常科ニ於テハ修身科ヲ始メ六科目アリ、高等科ニ至リテハ十二三科目ニ及ビ、且其外ニ農工商業科外国語等ノ随意科アリ、此他女子ニハ編造花押絵等ヲ加フルモノアリ、此科目ハ皆處世ニ欠クベカラザルモノ、如シト雖、之ヲ学フ児童ハ未タ身体ノ發育モ充分ナラズ、如何ニ苦学スルモ習熟スル能ハザルモノアリ、必竟生徒ノ脳力ニ餘リ修業ニ堪ヘザレバナリ、是教育者ノ慾望過度ニシテ、反テ得ル處少ナク徒勞ニ属スルモノナリ⁷²⁾

阿部はこうした批判を通して、「現今ノ如ク終日苦学精神ヲ疲労セシムルコトヲ改メ、生徒ノ身体ノ成長ヲ均齊ナラシムスコトヲ望ム⁷³⁾」としている。

一方、日高藤吉郎は「体操論」(明治26年)のなかで、欧米列強に対する危機感と国家富強の観点から体育を国家隆昌の根幹としてとらえ、次のように説いている。

「体操術ナル者ハ体軀ヲ強壯ニシ、志気ヲ養成スルノ術ナリ、甞ニ勇武ヲ増長スルノミナラス、併セテ智識ヲ活発ナラシムルノ法ナリ、之ヲ要スルニ国家富強ヲ図ルノ大本ナリ、(中略)或ハ人曰ク体軀ヲ健ニスルノ道、何ソ独リ体操術ノミナラン、諸種ノ運動皆可ナルニ非スヤト、余曰ク然リ、而レ凡唯一身ヲ強健ナラシムルノミニシテ、而シテ一國ノ強固ヲ図ラサレハ、安ソ能ク一身ノ權利ヲ保チ、身体財産ノ安全ヲ享クルヲ得ンヤ、是レ挙国皆兵ノ制度アル所ナリ、故ニ方今ニ於テハ、国民拳テ左ノ数種ノ精神ト、素質トヲ養成スルコト必要ナリ、

曰ク厳正ナル規律ト、秩序ヲ守ルノ習慣ナリ、不撓不屈ノ膽力ナリ、艱苦欲乏ニ耐ルノ性質ナリ、忠烈節義ノ精神ナリ、而シテ此精神ト素質トヲ養成セントスルハ、未タ体操術ヨリ善キ者アラサルナリ⁷⁴⁾

そして日高は一朝有事の際、また国家富強のために体育が奨励されるべきであるとする。

「我が国人タル者ハ、能ク宇内各国ノ形勢ヲ同察シ、又嘗テ禍敗ニ遭遇セル弱邦ノ惨状ニ鑒戒シ、常ニ体操術ヲ奨励シ、小ハ体軀ノ健全ヲ図リ、大ハ固有ノ精神ノ元氣トヲ養成助長セサル可ラス、是レ実ニ国家百年ノ長計、富國ノ基礎、体操科ノ主トスル所、全ク此点ニ在ルモノナリ、(中略)国家緩急ノ時ニ際シ、身ヲ挺シテ王愾ニ敵シ、国境ヲ守備セサル可ラス、是ヲ以テ凡ソ国民普通ノ運動ハ、戦術ノ變遷ニ從ヒ、其方法ヲ異ニセルヲ得ス、是レ今日ニ於テ体操術ノ必要ナル所ナリ、故ニ此体操術ハ、一ハ自己身体ノ健康ノ為メ、一ハ国家ニ盡スノ義務ノ為メ、国民拳ツテ励マサル可

カラサルナリ⁷⁵⁾

日清戦争前後における危機的状況を反映して、個人の身体の健康と国家的富強がナショナリズムの高唱において統合されていくのである。

明治24年に文部省普通学務局から学校衛生事項取調を囑託され、全国の学校を巡視して学校衛生の実情を調査し、その報告を明治28年に『学校衛生取調復命書摘要』として刊行するとともに、明治29年に初代の学校衛生主事となった三島通良は、大日本教育会での演説のほか、「学校衛生小言⁷⁶⁾」(明治27年)、「体育の必要と要旨を述べて世の猛省を望む⁷⁷⁾」(明治28年)、「戦後の経営としての学校衛生⁷⁸⁾」(明治29年)、「児童衛生史略⁷⁹⁾」(明治30年)等を通してナショナリズムの観点から、日清戦争後の経営にとって体育および衛生の振興が基本的課題あることを主張していった。

三島は、大日本教育会夏期講習会(明治28年9月)で「日清の戦争は、吾人に広大無数なる各種の問題を提出して、実地の試験をなさしめたり。此実地試験の中に於て、軍事に関する事、政事に関する事、経済に関する事、運輸に関する事、国民の敵気心に富める事等は、其外表したる事実に豊富なるを以て、何人も之に注意するに難からず⁸⁰⁾」と述べ、かつまた「予は信ず、凡そ学術ある者の職務は、能く己の智識を応用して、表裏の事実に注目し、一定の学術ある者にあらざれば、探究し得る諸点に眼光を注ぎ、以て之を既往に徴し、之を将来に鑑み、国家の隆盛富強を期企せざるべからずと。而此国家多事の間にも、吾教育社が、巍然として泰山の重きに居り、孜孜として未来国民の相続者たる、子弟の教育を怠らざりしは、蓋し最も世界に誇様するに足らん歟⁸¹⁾」としながらも、従来の主知主義教育の風潮が体育を無視してきたと批判している。

「上は天皇陛下に対し奉り、下一般の国民に対して、吾曹教育者たる者は、満足なる教育を、既往と現在にしたりと自信し能ふ歟。少くとも予一人は上天皇陛下に対し奉り、下萬民に対して、教育者は此迄甚だ相済まざる事を致し居りたる事を謝せざるべからず。之を何とかなす、国民をして智識を得せしめんが為め、其価として教育費なる金を支拂はしめたるのみならず、生命健康なる肉と血を出さしめなければなり。彼は国民をして文弱に流れしめ、学者をして菜色ならしめたれがなり。蓋し今日迄の教育なるものは、主ら精神的の教育に偏して、智育と徳育とのみに重きを置き、反りて其根本たるべき体育を忽諸に付したればなり。予をして之を極言せしめなば、今日迄の教育は、単に教を云ふべくして、育と云ふものは存在せざりしなり。⁸¹⁾

また三島は従来の教育制度、行政、学校、教育施設、さらにはカリキュラム等の教育全般が児童の体力、健康を阻外してきたと鋭い批判を放っている。

「観よ、今日の教育制度を、彼の学科の程度と云ひ、時間の多寡と云ひ、或は教育の行政と云ひ、殆んど日本人種の体力健康の度を精査して、之に相對する程の度に調合せられ居るか如何に。(中略)彼の教育機関なる学校に見よ、光線と日光と明暗との區別を知らず、空気は何程人体に必要な物なる歟。学齡児童の視力に於て、今日の如き字細小、印刷不明、紙質粗悪の読本用いて害なきや如何。衣服の身体の長大に應ずべきと同等の価値ある腰掛の寸法構造は、何の情態にある歟。可憐なる児童は、暗憚たる教室に、塵埃を呼吸しつつ、書肆の懷を肥やしたる、粗悪の読本を読み、脂染みる石盤を控へて、不適当なる机腰掛に、不正の姿勢をなし、不明微細なる文字を記しつつ在るに非ずや。予は社会に問はんとす、新興国、将来東洋の強大国たらんとする日本国民は、此の如き情態にある所の機関を以て、教育すべきものなるや否を。⁸²⁾

学校教育の非衛生的現実をこのように批判した三島は、経済合理主義的に衛生をとらえて次のようにいう。

「人は或は云はん、君の言実に可、然れ共現今の経済は之を救ふの道なしと。言ふを休めよ、経

済なるものは、人命を短縮し、国民の心神を萎縮せしめ、従ひて生産力を滅殺し、而後之を維持すべきものなる歎如何。然も予は諸君に告げんとす、衛生なるものに二個の別あり、即ち金を費して健康を保護するところの消極的衛生と、人の心神を強壯有為ならしめ、従て以て国家の富強を臻すに足るべき積極的の衛生ある事を。

然り衛生は其施行と方法と事項によりては、今日の情況に於て、毫も費用を出さずして、実行し得べき事件。なお夥しく存在する者なり、特に学校に於て然りとなす。(中略)予か、今日以後、諸君に教授せんとするところの学校衛生学は、蓋し文明種子の購入と、其培養とに、血肉を出すを要せずして、金土を出さんとするものなり、諸君先つ夫れ之を諒せよ。⁽⁸³⁾

究極的には、三島は個人的利益と国家的利益を結合する媒体として衛生を構想していたといえる。

それは、まさに日清戦争後の産業革命期における衛生観にほかならない。彼はこう述べている。

「予は信ず、教育の趣旨なるものは、将来の国民をして、有為強壯ならしむるにあり。而直接に受教育者が利益を享くるのみならず、延きて社会一般の風潮を改正し、間接に非受教育者に迄利益を迨ぼすべき者なりと。若し夫れ教育者にして、衛生上の智識はなく、先つ真正なる体育と心育とを行ふ事能はされは、其職を全くするを得ざるのみならず、受教育者たる学徒は、為に身神の健康を損し、よし些少の智徳を得る事あるも、萎菲の国民は毫も国家に利することあらずして、反りて病衰の為に他人の生産力より得たる利益を蟹食して、国家の損害をなさん、其成年に達せずして死する者の如き、尤も然りとなす。

之に反し教育者に衛生上の智識あり、常に学徒の身神を保育し、又た衛生の道を教へなば、彼等をして有為強壯ならしむるのみならず、社会は自ら学校の教によりて、衛生の道を会得し、十年を出ずして、各自及公衆の衛生勃興し、伝染病の如きも、さほどあわてふためかずして、充分に予防撲滅することを得ん。⁽⁸⁴⁾

森の文部大臣時代の秘書官木場貞長も、明治28年8月大日本教育会において「戦後の教育杯と云ふ事を頻りに世間でも唱へて居る様で有ますが、身体が強壯でなければ如何にして完全なる軍人を拵へる事が出来やうか⁽⁸⁵⁾」といい、主に軍事的危機意識から、「然るに今日小学校の有様は如何と見ますと不注意なる事が少しと致しませぬ⁽⁸⁶⁾」と述べ、学校体育の実情を次のように批判している。

「今小学校邊に於きまして体育に関します事は或る程度迄は教育に従事する方は素より御注意に成て居りますが、乍併其実際に行はれて居る所はまだ憾むべき事が少しとせぬので有ます、体育訓令（第6号訓令——筆者註）発布に成まして御座りますが、実行の跡に就いて考へますれば未だ格別の進歩は為して居らないかの様で御座ります。(中略)何れの学校に於きましても体育の必要なる事は申す迄もない事でござりますが、殊に小学校に於きましても最も此事に注意せねばならぬ、小学校は啻に児童の智育徳育を進めるのみならず、体育を発達せしめねば成らぬ、啻に児童の成育に障害を興へるのみならず、学校外に在るより一層十分なる発育を為す様に仕掛けて往かねば成らぬ訳で有ます。⁽⁸⁷⁾

（5）兵式体操批判

兵式体操に対する批判は、森による明治19年の「師範学校令」、「小学校令」以前の明治18年頃からすでになされているが、この兵式体操批判は明治10年代の兵式体操振興論とは対照的に、明治20年代の一つの体育思潮の特質となった。

その論点は、主に兵式体操の形式主義化と子どもの発達にとって不適當であるという点にあった。

煨供山人は「教育ノ至極ハ兵式体操ニ在ルカ」(明治18年)と題して兵式体操を批判している。彼は兵式体操を批判するにあたって四つの問題を提出している。

「各個人ノ身体ヲ強壯ニスル一國富強ノ原素ナリ仮ヒ各個人ノ知力ハ十分ニ開発スルモ身体薄弱ニテハ未ダ以テ外侮ヲ禦グニ足ラズトハ今日兵式体操ヲ教育上ニ応用シテ以テ文弱ノ弊ヲ矯正セントスル人々ノ大主義トスル所ナリ然ルニ此ノ大主義ガ教育社会ニ勝ヲ制シタル者ニヤ官立府県立ノ学校ニテハ続々歩兵操練ヲ実施シ従来ノ体操法ハ漸クニ地ヲ拂ハントスルノ傾向アリ然レドモ従来ノ体操法ト兵式体操トノ優劣論ハ別問題ニ譲ルトスルモ身体ノ強壯ノミヲ以テ教育ノ至極トスルニ至テハ予輩未ダ之ニ同意賛成スル能ハザルナリ予輩ハ此等ノ人々ニ向ヒ (第一) 各個人ノ身体ヲ強壯ニスルハ果シテ一國ノ富強ヲ増スルニ足ル乎 (第二) 各個人ノ身体ヲ強壯ナラシムルハ兵式体操ノ外ニ教育上他ニ良法ナキヤ (第三) 教育上身体ノ強壯ノミニ偏スルトハ果シテ一國長久ノ計ナルヤ (第四) 兵式操練ハ有形ノ修身科ト称シテ適切ナルヤト云ヘル四問題ノ註解ヲ聞カント欲スルナリ」⁽⁸⁸⁾

この四つの問題について、煨供山人は自らの見解を主張し、兵式体操を批判したのである。

「第一 教育ハ智徳体ヲ均斉ニ発達セシムルヲ以テ大目的ト為スガ故ニ各個人ノ身体ヲ強壯ニスルハ教育ノ目的中其一部分ヲ占ムル者ニハ相違ナシト雖ドモ智徳ノ教育ヲ後ニシテ身体ノ教育ノミニ偏傾スル如キハ未ダ以テ策ノ得タル者ニアラズ且ヤ従来ノ教授ハ各個人ノ智徳ヲ発達セシメントスルニ重モニ言語文字ノミニ依頼セシニ由リ自然身体ノ發育ヲ妨ゲ事実ナシト云フ可カラザレドモ是固ヨリ智育徳育ノ真面目ヲ得タル者ニアラズ只其ノ教授法ノ不完全ニ帰スル者ナルノミ故ニ此等ノ教授法サヘ完全ナルトキハ各児童ノ身体ヲ強壯ナラシムルコト敢テ難事ニアラザルナリ況ンヤ全体上ヨリ云フモ労働社会ニ身体ヲ強壯ニスルコトヲ務ムルト孰レカ一國富強ノ上ニ影響スルノ大ナルヤ別ニ証明ヲ要セザルヲニ於ケルヤ (中略) 故ニ社会ヲ組織スル各個人ノ身体ガ今日ノ知力ニ差異ヲ生ゼザル以上ハ別ニ外侮ヲ禦グニ足ルトカ一國ヲ富強ニスルトカ云ヘルコトハ未ダ容易ニ断定スルヲ得ザルナリ

第二 近来性理学ノ日ニ発達スルニ從ヒ脳ノ練習ト五官及四肢ノ練習トヲ結合セザル可カラザルノ必要ヲ知ラシ教育上ニテハ務メテ一方ノミヲ練習セズシテ同時ニ脳ト四肢五官トヲ結合シテ練習スルトキハ独注意力ヲ鞏固ニシ観察力ヲ精密ナラシムルノミナラズ労働ヲ嗜好スルノ習慣ヲ養成シ併セテ身体ヲ強壯ニスルノ利益アルニ由リ高等学校ニテモフレベル氏ノ幼稚園主義ヲ漸次變形シテ遂ニ今日ノ工芸教育ヲ実施スルニ至リタルナリ蓋如何ナル教育ニテモ受業生自喜ンデ其ノ業ニ従事スルニ至ルハ快樂ノ情ヲ利用シテ以テ労働ノ嗜好ヲ生ゼシメタルナリ然ルニ体操ハ多クノ単一模式ヲ演スル者ナルニ由リ時ニ厭倦ノ情ヲ来サザルニアラズ (中略) 然ルニ身体ノ強壯ハ独歩兵操練ニ由テノミ其ノ効ヲ奏ス可シト為シ汲々乎トシテ日モ亦足ラザル如キハ未ダ以テ深奥ノ議論ニ根柢スル者ト認ムルヲ得ザルナリ (中略)

第三 馬上天下ヲ取ルハ易シト雖ドモ馬上天下ヲ治ルハ難シ故ニ羅馬ノ武略政治ハ能ク希臘ヲ制服シ得タレドモ知力ノ競争ニハ之ニ対立ス能ハズ反テ希臘人ノ下風ニ屈服スルニ至レリ (中略) 若モ腕力ノ強壯ノミヲ專一トシテ他ノ智徳如何ヲ顧ミザルトキハ其ノ弊害ハ誠ニ戒ス可キノ甚キ者ナリ

第四 (中略) 兵式操練ハ身体ノ位置ヲ正シクスルノ習慣ヲ養成シ得ルガ故ニ行儀作法等ニハ多少ノ影響アル可シト雖ドモ行儀作法ト修身トハ自別物ナルガ故ニ之ヲ以テ直ニ有形ノ修身科トハ云フ可カラザルナリ然レドモ歩兵操練ハ剛勇ト艱難ニ堪ユルノ忍耐力ヲ養成シ得ルガ故ニ全く修身ニ関係ハナシト云フベカラザレドモ若シ此等ノ関係アルガ為ニ直ニ之ヲ有形ノ修身科ト為スト

キハ学校ノ教科ハ有形無形ヲ問ハズ盡ク皆修身科ト称ス可カラザル者ハ無カル可シ（中略）歩兵操練ニテ剛勇ト忍耐力トヲ養成スルトスルモ是固ヨリ歩兵科直接ノ目的ニアラズ偶以テ間接ニ之ヲ養成シ得タルナリ即歩兵科ノ真面目ハ規則ト秩序トヲ訓練スル者ニシテ其ノ性質固ヨリ注入的ノ者タラザル可カラズ其ノ教授注入的ナレバ生徒ハ皆受身ノ姿ニシテ固ヨリ道徳上ノ情操ヲ開発セシメントスル如キハ毫モ其ノ間ニ包含セザルナリ果テ歩兵操練ニハ道徳上ノ情操ヲ開発スルノ手段ヲ包含セズトスル以上ハ間接ニ多少ノ関係アリトスルモ直ニ之ヲ修身科ト称ス可カラザルハ明白ナル事実ナリ（後略）

右ノ次第ナルニ由リ兵式体操ヲ以テ教育至極ノ目的ト為ス如キハ予輩ノ賛成スル能ハザル所ナリ然レドモ従来ノ体操即輕体操ト兵式体操トヲ交互ニ練習シテ以テ体育ノ改良ヲ謀ルノ一段ニ止マレバ予輩ハ之ニ賛成スルノミナラズ国民一般ノ兵役ヲ忌避スルノ情ヲ排除シ去ルノ手段ニ於テモ亦然ラザルヲ得ズト信ズルナリ只々教育上一定ノ目的トシテ務ムベキヤ否ヤノ要点ヲ精細ニ研究セズシテ遽ニ舉行シ遽ニ廃止スル如キコトアラシムレバ教育ノ不幸之ヨリ甚シキ者ハ無カル可シ諸君ヨ以テ如何ト為ス⁹⁹⁾

『教育時論』もやはり、明治18年に「時論」のなかで「抑教育が其生徒を教育するは国家の為なるや將た生徒の為なるや其目的の帰着する所は孰れに在るやと熟考するに教育の国家に必要なは固より論を俟たざる所にして一国教育に進めば其国の技術製造は必盛なるべく其の社会の風俗交際は必ず改良すべく其国の政治法律は必ず善美を致すべく其国の勤労者は必ず不品行を改めて勤慎勉強するに至り文明の美果必ず教育の普及より生出すべし是れ萬人の疑はざる所なれば国家上の見解に據るも教育の必要なは明白なる事にして国家は常に此教育を普及改良するに熱心せざるべからずと雖教育家が生徒を教授するの目的は単に国家を隆興するの一点に在るべきや吾輩は此点に向て少しく異論を懐く者なり（中略）吾輩世の教育者の所謂を伺ふに常に国家上の見解に偏重にして各個生徒に就て見解を下すの偏輕なるを覚ふなり⁹⁰⁾と国家目的を優先させ、個人としての子どもを輕視する教育の実態を批判し、この個の尊重という立場から兵式体操を次のように論じている。

「近時或る教育家か師範生徒に向て為せる演説を伝聞するに頻に人民の体格の良否は国の強弱に影響することを説けり其説固より善し然れども其見解は全く国家上より下したるものなり教育事業の上より下したる見解にあらざり又近日大に流行せる歩兵操練の如きは果して生徒の身体を健康にするの目的に出たるか吾輩の聞く所に據れば生徒の健康を維持する為には兵式体操にては少しく激に過ぐる所ありて到底従来行はれたる学校体操式の適度なるに如かずと云へり然るに今日の風潮を見るに漸く此を捨て彼に就くの趣きを呈したるは全く国家上の見解より出たる者にして教育の上より下せる見解にあらざるべし（中略）教育家の事とは果して如何なる事を云ふか曰く其生徒を教育するに在るのみ生徒を教育するとは果して如なる事なるか曰く生徒の身体を健康に発達せしめ其心意の諸能力を適當に開発するに在るのみ其身体を健康を維持し其心意の諸能力を適當に開発せしむるは果して何の為なるか各生徒が他年成長の後世に處し事に臨みて能く之を措置するの材幹を備具せしめんが為のみ左れば常に教育家の目的中に置くべき者は実に生徒其人の幸福を求むるの一点にありて存する者にして教育の方法宜きを得れば其生徒は他年成長の日其職業に服するに当り商となりては良商たるべく耕作を為しては良農たるべく工人となりては良工たるべし良官吏となり良教師となる皆教育の良否に依らざるはなし（中略）教育家の直接の職掌は国家の隆盛を図るに在らずして生徒の諸能力を開発し世事に當り職業を執るに必用なる智識を與ふるに在る者なれば教育家としては国家より寧ろ各個の事を先にせざるべからざるなり⁹¹⁾

また能勢栄も「現今教育上ノ一疑問」（明治19年）で、体育を知育、徳育の手段として見る誤りを

示しながらも、兵式体操の体育教材としての限界を認識すべきことを主張している。

能勢はまず、「昨年以来我教育社会ニハ盛ニ彼是ト論ズルトコロ即チ体育ノ方便中ニ兵式体操ヲ実施スルコト是ナリ論者曰ク教育ノ業ハ原来勇壮活発ナル業ニアラズシテ却テ穏和静肅ナルベキ業ナリ故ニ教育ヲ掌ル果敢雄才ノ性質ヲ望マズシテ慎密懇切ナルヲ望ム故ニ教育ノ事業ハ勇壮ナル男子ノ為スベキ者ニアラズシテ婉順ナル婦人ノ為スベキ者ナリト又曰ク教育ノ事業ハ剛強活発ニ為サズバナラヌ者ユヘ兵式体操ニヨリテ其氣質ヲ鍛錬セル活発男子ノ為スベキ者ナリト此両論者ノ戦争中ナリ此両者ハ両立スルヲ得ザルモノナルヤ若シ両立スベカラザルトセバ後來其方向ヲ何レニ取ルベキヤノ問題ハ今世上ニ喧シ此問題ヲイズレニカ決スルハ必要ノコト也⁽⁹²⁾」と云い、自らの考え方を次のように展開している。

「余ノ持論ハ（中略）教育上体育ハ第一ノ目的ニアラズ副貳ノ者ニシテ体育其者ガ直チニ必要ナルニアラズ体育ニ依テ得ルモノハ智育ト德育ノ目的ヲ達スルタメノ器械即チ補助物タルニ過ギズ然ドモ我邦人ハ維新以来全国挙テ欧米ノ智識ヲ輸入スルコトニ忙シク從テ教育ノ状況モ智ノ一方ニ傾キ德育ト体育ハ其平衡ヲ失スルニ至レリ殊ニ体ノ如キハ一時全ク跡ヲ絶チ從前ノ弓馬劍ハ一頓地ヲ掃ヒ世間亦体育アルヲ知ルナキニ至リ（中略）若シ之ヲ等閑ニ附シテ自然ニ放任シタランニハ必ズ青年夭死ノ数ヲ増シ氣力ニ乏ク不活発ナル病身学者ヲ養成シ智力餘アリテ体力足ラズ一國元氣ノ損耗ヲ來スヤ計ルベカラズ是ニ於テ今日我邦教育ノ方針ヲ指定スル者ハ目下ノ弊害ヲ駁除シ改良セントタメ一時ノ方便トシテ非常ニ体育ノ利ヲ説クハ亦止ムコトヲ得ザルナリ只止ムヲ得ザルノミナラズ實ニ緊要措クベカラザル事ナリ故ニ教育家ハ体育ヲ盛ニスル為メ歩兵操練ニマレ戶外遊戯ニマレ随意ノ運動ヲナシテ活発剛強ナル氣質ト身体ヲ養成スベシ只須ラク其制限ヲ守リテ智心ト道德ノ範圍ヲ侵スノ極端ニ趨ルコトヲ避クベキ也（中略）兵式ヲ用キテ三徳ヲ鍛錬スルハ一時人為ノ方便ナレバ尚ホ他ニ良方法アレバ必ズシモ兵式ヲ固守スニモ及バザルベシ（中略）此旨意ヲ知ラザル人ハ兵式風ノ体操ヲ見テ単ニ体育ノ方便ト見做シ其求ムルトコロハ兵卒ヲ養フニアルト思フモノアリ是レ大ナル過ナリ体育ニハ兵式ヲ用ルハ身体ノ發育ヲ望ムヨリ寧ロ德育ヲ補助シ智識ヲ運用セシムルノ良方便タルコトヲ覺ラザルベカラズ⁽⁹³⁾」

一方、高田義尹は明治21年、子どもの発達の見点から兵式体操の教育的価値を否定している。

「今夫レ尋常小学校以下ノ学校ト云ハバ、尋常小学校簡易小学校其他幼稚科ヲモ含有シタルコトニテ、勿論兒童發育中ノ最モ初手ナルモノヨリ、稍進ミタルモノヲ教育スル学校ト云フベシ、之ヲ管理スルニ兵事的ヲ以テスト云ハバ、規督嚴正整々肅々、一挙一動苟クモセザル重格ナル規律ヲ基本トシテ、之ヲ管理スルト云フニ外ナク、又自然的ト云ハバ兒童心意ノ向フ所ニ任ジ、能ク之ヲ涵育シ、之ヲ薰陶シ、其流レテ弊害ニ陥ラザルヨリハ、強テ嚴重ナル規律ノ内ニ羈絆シ、屈服セシメサルヲ云フベシ、而シテ斯克ノ如キ学校ニシテ、此ノ兩者ノ管理孰レカ以テ可トスルカト云ハバ、余ハ直チニ断シテ以テ自然的ヲ可トスト曰ハンノミ、蓋シ幼年ノ兒童ホド自然ノ化育ヲ喜ブモノハナク、人為ノ規律ヲ忌ムモノハナシ⁽⁹⁴⁾」

さらに高田は、軍事的管理は教師と子どもの人間的関係を崩壊させ、かつ子どもを圧迫し、萎縮させるという。

「夫レ人類ノ教育ハ、自然ニ始マリ、人為ニ成ルコト世ノ進化ト敢テ異ナルヲナケレバ、其人為ニ破ルルコトモ亦同揆ナリト云フベシ、然リト雖ドモ若シ能ク自然教育ノ時機ト、人為教育ノ好機トヲ誤ラズシテ、其管理ノ宜シキヲ得、適当ナル教育ヲ施サバ、又必ズシモ人ヲ賊フノ患ナカルベシ、之ヲ要スルニ、自然的ト人為的トノ順序時機ヲ誤ラザルニアリ、然ルニ今尋常小学校以下ノ学校、即チ嚴格ノ制ニヨラズ、専ラ自然開導ノ教育ヲ主トスル兒童ヲ管理スルニ、人為的ノ最モ人為

的ナル兵事的ニテ、之ヲ箱詰メナサントスルガ如キアラバ、生徒ハ日々不愉快ヲ感ズルノ極、教師ヲ目シテ恩愛ナル人ト思ハザルニ至リ、菅ニ師弟間ノ情誼ノ淡薄ナルニ至ルノミナラズ、教育進歩ノ効ヲ見ザルニ至ラン、如何ニトナレバズノ如キ管理ハ、徒ラニ児童ノ心身ヲシテ、萎縮セシムルニ足レバナリ、故ニ余曰ク、尋常小学校以下ノ学校ヲ管理スルニハ、自然的ヲ以テ得タルモノナリト⁹⁵⁾

人物を陶冶するという兵式体操の目的を誤認し、それに起因するさまざまな弊害を指摘して、批判を加えたのは春畦逸史である。

彼は「兵式体操ニ付テノ鬼見」（明治21年）のなかでこう述べている。

「余今日世間ニ於テ、兵式体操ヲ実施スル学校ノ有様ヲ見聞スルニ儘々其旨趣ヲ誤リ、使用ノ方法ヲ失フモノアルカ如シ。斯クテハ文部大臣ガ折角兵式体操ノ一科ヲ学校ノ課程ニ加ヘ、人物ヲ養成スルノ具トセラレル處ノ旨趣ニ戻リ、寧ロ悲ムベキモ、悦フベカラサルノ結果ヲ生ズルニ至ルナラント、深く感スル處アルヲ以テ、左ニ異見ヲ述ヘテ、世ノ教育ニ従事スル諸彦ノ批評ヲ乞ハントス（中略）学校ニ於テ兵式体操ヲ課スルハ、鎮台ニ於テ兵式体操ヲナサシムルトハ、大ニ目的ヲ異ニスルモノニシテ、学校ハ此ノ兵式体操ヲ利用シテ、順良、信愛、威重等ノ良性質ヲ養成シ、一個独立ノ人物ヲ養成セント欲スルニアリ。故ニ齋シク兵式体操ヲ行フモ、一ハ人ヲ器械ノ如クナサント欲シ、一ハ一個独立ノ人物ヲ養成セント欲スルニアレバ、学校ニ於テ兵式体操ヲ行フニハ、大ニ其旨趣ヲ異ニシ、常ニ之ヲ兵隊的ニ行ハズ、教育的ニ行ハザルベカラス。然ルニ世間兵式体操ヲ実施スル学校ノ有様ヲ見聞スルニ、或ハ某学校ノ生徒ハ、数日夜営演習ヲナシテ、大ニ疲労シ、飯校ノ後課業ニ就ク能ハザルコト数日ナリシトカ、或ハ某学校ニテハ、生徒ニ喇叭ヲ吹コトヲ稽古サセシニ、終ニ血ヲ吐キシモノ数名アリテ、父兄ヨリ大ニ苦情ヲ言ヒ立テシトカ、或ハ某学校ニテハ餘リニ兵式体操ニ身ヲ入レ過ギシニヨリ学期末試業ノ成績非常ニ悪シク、職員ハ之ヲ處置スルニ、大ニ当惑セシトカ、或ハ某府県ノ郡内小学校ニテハ、教員ノ兵式体操ヲ教フルモノナキヲ以テ、陸軍ノ飯休兵ヲ雇フテ、兵式体操ヲ教授セシムルトカ、全ク教育的ヲ離レテ世間斯ノ如キ主義ヲ以テ、兵式体操ヲ施行スル学校アラバ、文部大臣ガ、兵式体操ヲ学校ノ課程ニ加ヘラレシ旨趣ニ戻ルノミナラズ、今日兵式体操ヲ施行スルニ困リテ、第二世ノ我が国人民ガ得ル處ノ結果如何ニアルベキカ、世ノ教育ニ従事スルモノ深思慮セザルベケンヤ。⁹⁶⁾

兵式体操の教授において子どもをあたかも兵隊の如く扱い、しかも、外形の美観のみにこだわるという形式主義に終始しているとの批判は一般的なものであった。

吉田宇之造も「兵式科ノ教育上及ボス効力如何ト云フニ至リテハ、素ヨリ充分ノ説明ヲナス能ハズト雖モ、現今ノ如キハ、実ニ外形的教授ニ流レ殆ド真ノ効力ヲ興ヘザルモノト如シ。真ノ効力トハ何ゾ、曰ク単ニ氣質鍛錬ニアリトイフヲ得ザルベク、規則ノ良習慣ヲ養成スルニアリト云フヲ得ザルモノト如シ。（中略）予ノ觀ル處ニ由レバ、前述ノモノモ、素ヨリ其効力ノ一部ナリト雖モ、真ノ目的ハ教育令第一条中ノ国民教育ノ目的ヲ達セントノ一方法ナリト云ハザルベカラズ⁹⁷⁾」と言い、形骸化した兵式体操の教授の実情に対し、次のように批判を加えている。

「現今兵式科教授ノ最モ完備セルモノハ如何ト云フニ、其多クハ外形的教授ニ止マリ、是レニ由リテ以テ国民精神ノ訓練ニ及ボサンコトヲ務メザルハ、一般ニ吾々ノ知ル處ナルノミナラズ、時トシテハ此科ノ尊嚴ニメ犯スベカラザルヲモ願ミズ、一美観ノ材料トモナスモノアリ、実ニ慨歎ノ至リナラズヤ。⁹⁸⁾

また彌田重生も、「故文部大臣森子爵始メテ兵式体操ヲ学校ニ入ルノ方法ヲ実施シタルガ當時事ノ新奇ナルヨリ、之ニ反対スルモノアリ。或ハ無法ニ称賛スル者モアリシキガ、今日ニテハ、唯厖

ニ其形式ヲ存スルノミナリ、(中略)

尚武ノ氣象ヲ養成スルハ、擊劍モ可ナリ柔術モ可ナリ而シテ森子爵ガ計画シタル兵式体操ノ如キモ亦全ク非ナルニアラザルナリ。然レ兵式体操ヲ重スルノ餘リ兒童身体ノ發育及ビ年齢ノ如何ヲ顧ミザルトキハ、或ハ生理上ノ害ヲ来スルアルベク、或ハ一人ノ教師ヲシテ小数ノ時間ニ学科上ノ教授モシ、兵式体操モ教ヘシムトアリテハ、實際手廻リカヌル事情モアルベシ。又兵式体操モ只外部ノ形ヲ規制スルノミニテハ、其功全カラザルノ患アリ⁹⁹⁾と形式主義に批判を加えている。

これらが兵式体操の現実でもあったのである。

(6) 個性と内心の自由の体育

鈴木、日高、阿部、三島、そして木場等の体育および衛生の振興論は日清戦争前後の国家的危機に直面するに及び、体育や子どもの身体的不健康という現実を憂い、そうした現実の批判を通して体育、衛生のもつ軍事的、経済的、ひいては国家的重大性を認識させようとする啓蒙的な体育論であった。また一方、兵式体操批判はその過程で子どもの発達重視という新たな近代的認識を萌芽させている。しかしながら、体育振興論にしても、あるいは兵式体操批判にしても、普通体操や兵式体操に代る具体的な体育の方法論を構想するにはなお至ってはいない。

そうした限界のなかにあつて、「個性と教育」で個性の尊重という視点から開発教授を批判した長谷川乙彦が興味、個性を方法理念とする体育を唱導したことは注目されてよい。

長谷川は既述の論稿において、個性に即した体育の意義を次のように力説している。

「体育上に於ても同じく個性に関する注意の願はしきもの少からず、生来運動体操等を好まざる鬱憂性のものには著しく之を奨励せざるべからず、生長の後肺胃及神経を痛むるものは此性質の過度に働けるによること多し、天性軽快浮佻なるものには厳格なる体操術を施して之を矯正するの要あり、身体の局部に偏癖又は發育不充分なる点あるものには特に之に應ずる作業を課して之を矯正せざるべからず、且身体の状態は直ちに心性に影響し、遂に個人の上に治すべからざる痼疾を生ずるに至るは体育上個性を蔑視するの致す所に帰すべきもの多し、會て聞く米国の某学校に於ては手指の發育不充分なるには特に手指の作業を課し、等しく完全の域に近かしむるの術を実施せりと、これによりて見ても身体上に個性を知りて教育するの切要なることは明瞭なり。」¹⁰⁰⁾

この身体的個性という立場から、長谷川は、「各種の運動は各其の好む所を選択せしめて可¹⁰¹⁾なると述べるとともに、子どもの興味に応じた自由な体育を實踐すべきであるとしている。

「中等以上の教育に於ける体操は其の選択の自由を許して何れか其の好む所を行へしめて可ならん、体育は最必要なることは勿論なり、然れども其の好まざる所を強課するか如きは害ありて益なし、人々の身体状態は固より同一ならずとせば、之に適応する体操運動等も亦決して同一なるべからず、且元来或種の体操を好まざるものは即幾分か其身体か是に不適當なることを表明するものなれば、千遍一律によりて之を課するか如きは個性教育上之を非難せざるを得ず、たとへ之を課するものとするも元来好まざる事業に熱心すること少く、従つて充分に体育の目的を達すること能はざるは其の常なり。故に学校に於ては諸種の体操運動を並へ設け、生徒をして自由に来りて其の好む所に就かしめ、充分なる愉快と元気とを以て之を行はしむること必要なり。」¹⁰²⁾

大瀬甚太郎も「内心の自由」、「自由自治」、あるいは「自動自裁」という教育理念のもとに近代的な体育論を展開している。

彼は『教育学』(明治24年)のなかで、まず人生の目的は「内心の自由¹⁰³⁾」にあり、その内心の自由とは「感情を明確ならしめ概念断定を正実ならしむる¹⁰⁴⁾」ことであり、「内心の自由は実に人類一人

たる上の至善の状態にして道徳的の完全は茲に求む可く諸人は常に此の方向に進歩せざる可からざるなり⁹⁰⁵という。

大瀬が内心の自由を主唱したその理由は、「此の内心の自由は他人と交通し之と集合の生活をなすにあらざれば決して得可からざるものなり、身体の安全智識の拡集殊に己れを知り己れを制するの力は永く衆人と集合の生活をなして之を得るものにして一己人の道徳完全は社会上の生活に於て之を求む可し⁹⁰⁶」と言っているように、内心の自由が社会生活の根幹をなすものとみただけであり、したがって大瀬は、教育とは実は、この内心の自由を獲得するための作用にほかならず、そのために自主的、自動的能力の形成を目的とするものであるとしている。

「教育は成人より幼稚の者に及ぼす予考整立の勢力にして、其の精神に附興するに一定の性質を以てし、之をして自動自裁して能く人生の目的に達するの能力を得しむるものなり。⁹⁰⁷」

大瀬は、この自動、自裁の能力を備えた人物を養成するために、興味を方法原理とする全般的な教授法の確立を提唱したのである。

「教育者は常に児童の心を快楽に保つを勉めざるべからず、外界の事物は完全に興味の感を生ずるに足り、之を示教する方法も亦宜しきを得るも児童の心節調を失するときは毫も效能を生ずる能はず、爽快の心ありて始めて容易に物に注意するの傾向を生ずるものなれば、教育者は親切慈愛の心を以て小児を指導し、其心力を計りて之を働かせ以て心の調和を維持する務を有するものなり。⁹⁰⁸」

こうして大瀬は、教育の「其一は体育にして其二は精神的教育なり⁹⁰⁹」と体育を教育の第一義におき、自動、自治の能力の陶冶という立場に立って体育をとらえようとしている。

大瀬は体育を把握する視点について、「今次に人身の性質生活の組成を論じ之に右の諸規律を応用し而る後人類の生活と其外辺を圍繞する萬有との関係を見以て体育の事実を定めんとす⁹¹⁰」と述べ、身体の生物的、生理的因果関係と環境的世界との結合の過程、もしくはそれらの媒介的契機として体育を規定しようとしている。

特に身体に関して、大瀬は身体を「植物的生活」と「動物的生活」、そして外界との関係において把握し、身体の植物的生活における体育の機能に(1)新陳代謝の促進、(2)消化機能の促進、(3)食事の適量化、(4)循環機能の促進、呼吸機能の促進をあげ、また動物的生活における体育の機能は、身体の中樞機能に脳があるがゆえに、「凡ての感覚を訓練し外界多種の物を会得しむるを勤む可し⁹¹⁰」と感覚運動的機能の発達を促すことにあるとしている。

体育の目的を運動感覚機能の陶冶におくという近代的な体育観のうえに立って、大瀬はその方法手段として遊戯を高く評価し、「教育は小児に遊戯中想像力を訓練し完全にするの機会を興えざるべからず⁹¹¹」と想像力を陶冶することの重要性を指摘し、同時に教師の子どもに対する干渉を戒め、「教育者は成るべく小児の遊戯を自然に任し、唯危険を予防し、一方に偏するを規制するの外は余り干渉せざるをよしとす⁹¹²」と束縛主義的な体育を批判している。

大瀬が遊戯の教育的意義を認めたのは、遊戯的世界における想像力が子ども相互のコミュニケーションによる「相互扶助」を成立させ、かつまた集団における個の認識を育成する契機を含んでいるがゆえであった。

「小児互に交通し、共に遊戯するに至れば、其の想像力は互に扶助奨励せられ次第に増進すべし。

先づ第一に競争の念起り、己れの想像の範囲を増し、且之を美麗ならしめんとする願望を起し、次には互に一方の感情を害すべき想像を規制し、意志を節し、幾分か利己の心を減少するに至り、時には不自由に働くことあり、或時は他に附従して事をなし、時には競争を試み、時には好意を以て他の事をなし、又或時は他人に説話命令し、或は他の教を聞き其の用を務むるものにして、自己

を顧みると同時に他を思ふの情を主とし、自己は全体の一部たるを知り、全体の利害即ち自己の利害なることを知り、随て全体の為めを思ふに至る。

是れ即高尚なる道德の進歩する初級にして、交際を措て他に求むべからず。¹³⁾

大瀬が想像力を媒介にした遊戯の社会的基盤を強調したその根拠は、彼が「教育者は児童を導き自治自働の能力を発達し最早教育の内を要せざるの位置に進め随て教育の事業を完結し教育の目的を達すべし¹⁴⁾、また「教育者は只児童を従順するのみを目的とすべからず、従順を以て自治自由を得るの方法として之を求むべし。故に厳格なる訓練を加え、児童をして毫も自裁自働せしめざる時は、能く機械的のものを養成し得るも、決して気風を養成すること能はず¹⁴⁾と述べているように、自由、自治の能力をもち、しかも自裁、自働という自主的、主体的な判断力と行動力を身につけた人物の養成を究極的な目的としていたからにほかならなかつた。

さらに、この立場から「教材の撰擇及び排列」について触れ、(1)「児童身体上の能力に適合したるもの¹⁵⁾、(2)「練習の排列は易より難に、単より複に及ぶべき¹⁶⁾こと」という二つの原則を指摘すると同時に、その教授においては子どもの受動的学習を排すべきであるとしている。

これら長谷川乙彦の個性体育論、大瀬甚太郎の自働主義体育論は、単なるナショナリズムにもとづいた富国強兵主義による体育論とは明らかに論調を異にするものであつた。

ま と め

明治20年代における活動主義体育論や個性主義、自働主義といった新たな体育論は、マルチノ、あるいは井上等の体育政策論の骨子となっているフランスなど欧米の近代体育論の影響を主な背景としているが、同時に、明治20年代における訓練論の登場をあわせて顧慮に入れておく必要がある。

わが国における訓育、訓練の概念は一般に明治20年代のなかば、すなわち日清戦争前後に形成されたとされているが、すでに、この段階における人物論のなかで指摘しておいたように、「森文政下において、学校が担う徳育にかかわって、修身科をはじめとする知識の教授とは異なる徳性訓練の筋道が促されている¹⁷⁾のである。

森の三気質による人物、言い換えれば、帝国臣民の養成は森の「学科教授法」にも伺えるごとく、単なる知識教授によってではなく、兵式体操、長途遠足(修学旅行)、運動会等といったさまざまな徳性訓練的な政策と実践とによって可能とされた。その結果、「明治二十年代、わが国の学校、とりわけ小学校は、教授と対比される訓育(訓練)という概念とその初期的な実践とを登場させることによって、明治十年代の『教授学校』を脱し、教授と訓育(訓練)とを統合した『教育学校』を指向するにいたつた¹⁸⁾が、しかし、この「教育学校」における「教育」とは、巨視的には教育勅語体制のもとでの「所与の規範に児童を随順¹⁹⁾させることを内実としていた。

明治10年代後半から20年代にかけての「有為ナル人物」論、開発教授批判、さらには兵式体操批判や体育振興論、個性体育論、自働主義体育論等の一連の全般的な教授法改造論を含くめた体育改造論や活動主義体育論は、そうした明治20年代の訓育論を反映し、既述の意味における教授学校への批判を含みながら、体育を視点とした「教育学校」論への転換を示すものであつた。

この新たな転換は、明治30年代以後の社会的教育学の興隆による自律、自治的訓練論と体育改造論、活動主義体育論の全面的な展開への筋道を醸成することになるのである。

補 註

- (1) 海後宗臣編 『井上毅の教育政策』 東京大学出版会 1969 pp45～47 引用文は一部新字体とした。
- (2) 同 前 pp75～76
- (3) 「森文部大臣ノ教育意義」 井上毅伝記編纂委員会編 『井上毅傳』 第5巻 国学院大学図書館刊 昭和44年 pp402～403
- (4) 井上毅伝記編纂委員会編 前掲書 第3巻 p670
なお『教育時論』（第32号 明治27年3月25日 p21）にも所載されている。
- (5) 井上毅伝記編纂委員会編 前掲書 第5巻 pp465～468
- (6) 井上毅伝記編纂委員会編 前掲書 第3巻 pp669
- (7) 井上毅伝記編纂委員会編 前掲書 第5巻 pp639～640
- (8) 井上一男 『学校体育制度史』 大修館 昭和47年 pp33 ひらかな文をカタカナ文とした。
- (9) この視点の転換は明治33年の小学校令でさらに拡大され、同施行規則では「道德教育及国民教育ニ関連セル事項ハ何レノ教科ニ於テモ常ニ留意シテ教授センコトヲ要ス知識技能ハ常ニ生活ニ必須ナル事項ヲ選ビテ之ヲ教授シ反覆練習シテ応用自在ナラシメンコトヲ努ムベシ」と唱っている。
- (10) 井上一男 前掲書 p35
- (11) 『教育時論』 第339号 明治27年9月15日 p35
- (12) 同 前 p35
- (13) 同 前 p35
- (14) 同 前 p35
- (15) 小口正行 「明治期の長野県における学校体育（第四報）——課外活動をめぐって——」 『信州大学教育学部紀要』 第42巻 pp70～73
- (16) 大分県教育委員会編 『大分県教育百年史』 第1巻 昭和51年 p689
- (17) 新潟県教育委員会編 『新潟県教育百年史』 明治編 昭和45年 p403
- (18) 『教育時論』 第340号 明治27年9月25日 p25
- (19) 「教育意見 文部大臣西園寺侯爵口話」 『教育時論』 第350号 明治28年1月5日 p14
- (20) 同 前 p15
- (21) 「西園寺文部の談話」 『教育時論』 第370号 明治28年7月25日 p30
- (22) 「師範学校長会議の結了」 『教育時論』 第364号 明治28年5月25日 p30
- (23) 「西園寺文部の教育意見」 『教育時論』 第365号 明治28年6月5日 p28
西園寺は、この席上で大和魂を批判している。
「十九世紀の文明を似て十八世紀の文明に比すれば其長大の進歩実に驚くべきものあり之を以て推すも二十世紀は十九世紀より数層の進歩を見るに至らしむることは疑ひを寄れず二十世紀の人を養成するは吾人教育者の責任にして今日より十分其覚悟なかるべからず若し内に安じ外を顧みず徒に口大和魂を唱ふるのみにして世界文明の大勢に伴随するを悟らざる如きは余の取らざる所なり」（同前 p28）
- (24) 「教育意見 文部大臣西園寺侯爵口話」 前掲誌 p16
- (25) 「西園寺文部の談話」 『教育時論』 第370号 明治28年7月25日 p30
- (26) 「文部大臣の演説」 『教育時論』 第78号 明治20年6月15日 p27
- (27) 『教育時論』 第86号 明治20年8月5日 p3
- (28) 同前誌 第90号 明治20年10月15日 p7
- (29) 同 前 pp7～8
- (30) 『東京茗溪会雑誌』 第57号 明治20年10月20日 pp5～6 ○印吉見
- (31) 同 前 pp7～8 ○印吉見
- (32) 『教育時論』 第140号 明治22年3月5日 p9
- (33) 『教育時論』 第92号 明治20年11月5日 p7 傍点田辺
- (34) 「一府六縣学事随巡所見（第二）」 『東京茗溪会雑誌』 第59号 明治20年12月20日 p6

- (35) 同 前 pp 6 ~ 7
- (36) 同 前 p 7
- (37) 同 前 p 7
- (38) 同 前 p 8
- (39) 同 前 pp 8 ~ 9
- (40) 『大日本教育会雑誌』 第127号 明治26年 4月 p954
- (41) 同 前 p955
- (42) 『教育時論』 第380号 明治28年11月 5日 p 5
- (43) 同 前 p 5
- (44) 同 前 pp 5 . 7 原文のまま
- (45) 同 前 p 7
- (46) 同 前 pp 7 ~ 8 原文のまま
- (47) 『大日本教育会雑誌』 第169号 明治28年 9月 1日 p3089
- (48) 同 前 p3090
- (49) 同 前 pp3090~3091
- (50) 同 前 p3091
- (51) 同前誌 第171号 明治28年11月 1日 p3256
- (52) 同 前 pp3257~3263
- (53) 同 前 p3264
- (54) 「論説」 『教育時論』 第30号 明治19年 2月15日 p 9
- (55) 山崎忠興 「公立学校ノ体育」 『教育時論』 第67号 明治20年 2月25日 p 6
- (56) 重田盛太郎 「体育ノ注意」 『教育時論』 第76号 明治20年 5月25日 pp10~11
- (57) 同 前 p11
- (58) 同 前 p11
- (59) 同 前 p11
- (60) 「教授上の批評」 『信濃教育会雑誌』 第11号 明治20年 8月26日 p22
- (61) 『大日本教育会雑誌』 「号外」 「総集會記事第一」 pp118~119
- (62) 同 前 p122
- (63) 同 前 p123~126
- (64) 同 前 p127
- (65) 汲田克夫 「近代日本の保健思想研究序説」 細谷俊夫編 『学校教育学の基本問題』 評論社 昭和56年 p103
- (66) 同 前 p104
- (67) 森田俊男編 『三宅米吉教育論集』 明治図書 1974 pp98~99
- (68) 『大日本教育会雑誌』 第124号 明治26年 1月 pp801~802
- (69) 同 前 p803
- (70) 同 前 p803
- (71) 前掲誌 p956
- (72) 同 前 p957
- (73) 同 前 p960
- (74) 同前誌 第126号 明治26年 3月25日 p896
- (75) 同 前 p899
- (76) 『教育時論』 第381号 明治28年11月15日 同誌 第382号 明治28年11月25日
- (77) 同前誌 第401号 明治29年 6月 5日
- (78) 同前誌 第325号 明治27年 4月25日 「其(一)~(其十二)」
- (79) 同前誌 第437号 明治30年 6月 5日 同誌 第439号 明治30年 6月25日
- (80) 「大日本教育会夏季講習会の開會式に於て」 『大日本教育会雑誌』 第169号 明治28年 9月 1日

pp3055～3056

- (81) 同 前 pp3056～3057
 (82) 同 前 p3057
 (83) 同 前 pp3057～3058
 (84) 同 前 p3059
 (85) 「体育論」 同前誌 第171号 明治28年11月 p3225
 (86) 同 前 p3226
 (87) 同 前 pp3225～3226
 (88) 『教育時論』 第22号 明治18年11月25日 p3
 (89) 同 前 pp3～6
 (90) 「教育上にては国家より各個の事を先にすべし」 同前誌 第23号 明治18年12月15日 p4
 (91) 同 前 pp4～7
 (92) 『教育時論』 第65号 明治19年11月5日 p5
 (93) 同 前 pp5～6
 (94) 「尋常小学校以下ノ学校ヲ管理スルニ兵事的ヲ以テ可トスルカ將タ自然的ヲ以テ可トスルカ」 『教育時論』
 第107号 明治21年4月5日 p8
 (95) 同 前 p8
 (96) 『教育時論』 第122号 明治21年9月5日 pp13～14
 (97) 「小学校兵式科教授ニ付キテノ鄙見」 『教育時論』 第235号 明治24年10月5日 p35
 (98) 同 前 p36
 (99) 「兵式体操ニ就テ」 『教育時論』 第244号 明治25年1月25日 pp34～35
 (100) 同前誌 第169号 pp3091～3092
 (101) 同前誌 第171号 p3263
 (102) 同 前 p3263
 (103) 同 書 金港堂 p23
 (104) 同 前 p23
 (105) 同 前 p23
 (106) 同 前 「諸論」 p3
 (107) 同 前 p78
 (108) 同 前 p37
 (109) 同 前 p40
 (110) 同 前 p60 傍点大瀬
 (111) 同 前 p98 傍点大瀬
 (112) 同 前 p100
 (113) 同 前 p198
 (114) 同 前 pp200～201
 (115) 『教授法沿革史』 育英舎 p354
 (116) 同 前 p354
- 体育を教育の第一義におく、きわめて積極的な体育論を展開した大瀬ではあったが、彼の限界は、その身心二元論にあった。大瀬は「吾人は既に生理学の基礎よりして体育を論じたり、然れども体育は唯に精神教育に至るの階級をなすに過ぎざるなり、教育の企図する所は精神を教科せんとするにあり、身体の健全な其の直接の希望にあらず而して其体育を貴む所以は身体の精神の機関にして之を容れ且之が思意感情を外に顕はすの具となるを以て体育を完全ならしめずしては到底精神の發育を望むべからざればなり」(『教育学』p68)と述べるとともに、体育は精神教育の必要が増すにしたがって減少すべきであるといっている。ここにはジョホノット等の開発主義体育論の影響を読みとることができる。
- (117) 藤田昌士 「明治二十年代における訓育（訓練）概念の形成」 細谷俊夫編 前掲書 p239
 (118) 同 前 p249

(19) 同 前 p249

(昭和 59 年 4 月 30 日受理)

